

平成 25 年度

全国児童発達支援センター 実態調査報告

全国児童発達支援センター
実態調査報告

公益財団法人日本知的障害者福祉協会
児童発達支援部会

はじめに

平成25年10月1日に公益財団法人日本知的障害者福祉協会は、例年行っている実態調査を、本協会児童発達支援部会に加入している、児童発達支援センター278事業所を対象に行いました。ご回答いただきました施設の皆様に感謝申し上げます、ここに結果をご報告申し上げます。

今回の調査は、児童福祉法の改正により障害種別毎であった施設が一元化され、通所支援においては、機能毎（放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援、障害児相談支援など）の多様な事業運営となった後の現状把握となりました。

これまでの調査項目を大幅に見直し、直近の児童の状況や施設の設備・環境、地域支援の状況等については勿論のこと、これからの施設の課題等について、各地域、各施設の状況把握を行い、今後の課題解消に向けての一助になればと願い調査を実施しました。

本調査は、煩雑な面が多くお手数をおかけしましたことと思いますが、今一度、結果等の有効性の高さを考慮して頂き、今後とも、高い回収率となりますようご協力をお願いします。

さて、今後の実態調査については、平成30年4月の報酬改定にむけて、地域における中核的役割を担う児童発達支援センターの有意性が客観的データとして表出でき得るような調査になればと願っております。これからも、調査項目については、各種の検討と見直しを行っていきますので、大変ご面倒な作業をお願い致しますが、趣旨を御理解いただきたいと思います。

この調査結果には、私共の現状とこれからの各地域における課題が多く含まれていると思いますので、それぞれの地域、施設で有効に活用して頂きたいと思います。ご協力を頂き有り難うございました。

おわりに、本調査の事務方として配布・回収・集計・処理などの作業に迅速に取り組んで頂いた協会事務局担当者の皆様に、心より御礼申し上げます。

平成27年3月

児童発達支援部会

部会長 米 川 晃

目 次

はじめに

I 事業所の状況

1. 設置主体	166
2. 経営主体	166
3. 設置年	167
4. 児童発達支援センターの種別	167
5. 児童発達支援センターの実施する事業	168
6. 事業所定員等	169
7. 開園日数・利用形態	170
8. 事業所の主要室の有無	172
9. 未契約児童を対象とした事業	173
10. 障害児の処遇を協議する組織	177
11. 併行通園の状況	179
12. 加算・減算の状況	181

II 児童の状況

1. 児童の年齢別状況	183
2. 在籍児の在園期間	184
3. 入退園の状況	185
4. 療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持状況	188
5. 利用契約児童（措置児童も含む）の障害状況	189
6. 重複障害・合併障害の状況	190
7. 介助度	191
8. 発達遅滞の原因となる疾患の状況	192

III 職員及びクラス編成

1. 職員の数と構成	193
2. クラス編成及び運営の状況	194

Ⅳ 家族支援・地域支援の状況

1. 保護者支援・情報提供	198
2. 地域生活支援	200
3. 要保護児童	201
4. 関係機関との連携	204

Ⅴ 医療的ケアの実施状況

1. 医療的ケアの実施	207
-------------	-----

Ⅵ 放課後等デイサービス事業について

209

Ⅶ 保育所等訪問支援について

213

Ⅷ 障害児相談支援について

215

Ⅸ 障害児等療育支援事業について

218

Ⅹ 通園バスの状況

1. 通園バスの状況	221
------------	-----

Ⅺ 給食の状況

1. 給食の状況	225
----------	-----

Ⅻ その他

1. ボランティア	229
-----------	-----

調 査 票	231
-------	-----

本調査は、278事業所に調査票を配布し、188事業所（24年度197事業所、23年度197事業所）から回答を得た。回収率は67.6%（24年度71.9%，23年度73.2%）となっている。

I 事業所の状況

1. 設置主体

表1 設置主体

〈事業所数・下段は%〉

設 置	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
都道府県立		1 7.7				2 6.5			2 6.1	5 2.7
市町村立	4 50.0	6 46.2	28 58.3	16 66.7	6 100	20 64.5	7 36.8	1 16.7	16 48.5	104 55.3
民間立	4 50.0	5 38.5	19 39.6	7 29.2		9 29.0	12 63.2	5 83.3	15 45.5	76 40.4
その他		1 7.7	1 2.1	1 4.2						3 1.6
計	8 100	13 100	48 100	24 100	6 100	31 100	19 100	6 100	33 100	188 100

表1「設置主体」は例年と比べて大きな変化はみられない。

2. 経営主体

表2 経営主体

〈事業所数・下段は%〉

経 営	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
公営	3 37.5	3 23.1	19 39.6	11 45.8	4 66.7	11 35.5	1 5.3		3 9.1	55 29.3
社会福祉事業団		2 15.4	2 4.2	3 12.5		6 19.4	4 21.1	1 16.7	7 21.2	25 13.3
社会福祉法人 (社会福祉事業団を除く)	5 62.5	7 53.8	26 54.2	10 41.7	2 33.3	14 45.2	14 73.7	5 83.3	23 69.7	106 56.4
NPO法人										
株式会社										
その他		1 7.7	1 2.1							2 1.1
計	8 100	13 100	48 100	24 100	6 100	31 100	19 100	6 100	33 100	188 100

表2「経営主体」は公営29.3%，社会福祉事業団13.3%と公的な経営形態の事業所が42.6%，民間の経営形態である社会福祉法人が56.4%となっている。24年度からの法改正において、NPO法人や株式会社も経営主体となることが可能となったものの、昨年度と同様に、協会に未加入であったため実態を確認することはできなかった。また、その他に2事業所・1.1%と示されているが、本調査ではどのような経営主体かを確認することはできなかった。

3. 設置年

表3 設置年

〈事業所数・下段は％〉

設置年	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
～昭和36年 (-1961)	2 25.0		3 6.3	4 16.7	1 16.7	1 3.2	1 5.3		1 3.0	13 6.9
昭和37～昭和41年 (1962-1966)	1 12.5	1 7.7		2 8.3		4 12.9	2 10.5		1 3.0	11 5.9
昭和42～昭和46年 (1967-1971)		2 15.4	4 8.3	3 12.5		3 9.7	2 10.5	1 16.7	2 6.1	17 9.0
昭和47～昭和51年 (1972-1976)	2 25.0	2 15.4	15 31.3	8 33.3	3 50.0	5 16.1	4 21.1	1 16.7	3 9.1	43 22.9
昭和52～昭和56年 (1977-1981)		3 23.1	10 20.8		1 16.7	6 19.4	1 5.3	2 33.3	11 33.3	34 18.1
昭和57～昭和61年 (1982-1986)		2 15.4	2 4.2			2 6.5	1 5.3		2 6.1	9 4.8
昭和62～平成3年 (1987-1991)		1 7.7	1 2.1	1 4.2		3 9.7				6 3.2
平成4年～平成8年 (1992-1996)	3 37.5		2 4.2	2 8.3		1 3.2	3 15.8	1 16.7	2 6.1	14 7.4
平成9年～平成13年 (1997-2001)		1 7.7	2 4.2	2 8.3	1 16.7	4 12.9			1 3.0	11 5.9
平成14年～ (2002-)		1 7.7	9 18.8	2 8.3		2 6.5	5 26.3	1 16.7	10 30.3	30 16.0
計	8 100	13 100	48 100	24 100	6 100	31 100	19 100	6 100	33 100	188 100

表3「設置年」をみると、平成14年以降設置された事業所は16.0%で、昭和36年までに設置された事業所については6.9%となっている。最も多いのが、昭和47年～51年にかけて設置された事業所で22.9%となっており、さらに昭和52年～56年にかけて設置された事業所を加えると41.0%となり、この時期に設置された事業所が多いことがわかる。62.8%の事業所が30年以上の歴史を重ねている。

4. 児童発達支援センターの種別

表4 児童発達支援センターの種別

〈事業所数・下段は％〉

種別	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
福祉型児童発達支援 センター単独型	5 62.5	7 53.8	28 58.3	15 62.5	4 66.7	14 45.2	9 47.4	3 50.0	23 69.7	108 57.4
福祉型児童発達支援 センター多機能型	3 37.5	6 46.2	20 41.7	10 41.7	2 33.3	15 48.4	10 52.6	3 50.0	10 30.3	79 42.0
医療型児童発達支援 センター単独型		1 7.7	3 6.3		1 16.7	1 3.2				6 3.2
医療型児童発達支援 センター多機能型			2 4.2							2 1.1
その他						1 3.2				1 0.5
実事業所数	8	13	48	24	6	31	19	6	33	188

表4「児童発達支援センターの種別」は、196事業所中187事業所が福祉型児童発達支援センターであり、医療型児童発達支援センターは8事業所のみである。種別の違いによる課題など、医療型センターと福祉型センターのあり方、児童発達支援事業所とセンターとのあり方についても今後検討が必要となるのではないだろうか。

5. 児童発達支援センターの実施する事業

表5 児童発達支援センターの実施する事業

〈事業所数＝延べ〉

指定を受けている事業	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
児童発達支援事業（旧児童デイ）	1	4	22	8	3	6	7	1	6	58
重症児児童発達支援事業	0	0	3	0	0	0	0	2	0	5
重症児児童発達支援事業の利用定員	0	0	20	0	0	0	0	15	0	35
放課後等デイサービス事業	0	1	4	4	0	3	4	2	5	23
放課後等デイサービスの利用定員	0	10	20	25	0	20	20	15	60	170
保育所等訪問支援事業	3	5	23	12	3	9	12	2	18	87
障害児相談支援事業	1	5	25	10	2	8	7	5	12	75
特定相談支援事業	1	4	18	4	1	3	6	4	9	50
一般相談支援事業	0	1	2	0	0	1	3	1	5	13
短期入所事業	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
日中一時支援事業	2	4	3	1	1	1	1	0	15	28
移動支援	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
居宅支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害児等療育支援事業	0	1	5	6	3	2	8	5	15	45
その他	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
計	8	25	107	46	13	33	48	22	86	388

表5 児童発達支援センターの実施する「指定を受けている事業」をみると、法制度の改正による指定基準等において、児童発達支援管理責任者の配置などの体制づくりの難しさが昨年度に続き推察される。実施事業の中で特に多いのが、「障害児相談支援事業」75事業所（24年度62事業所）と、「保育所等訪問支援事業」87事業所（24年度61事業所）で、27年度の必須化を見越した計画相談の準備やセンターの地域支援の拠点としての役割を担うための体制を構築している様子がうかがえる。また「障害児等療育支援事業」は、45事業所（24年度41事業所）が実施しているが、保育所等訪問支援事業が始まったことによる影響もあるのではないかと推察される。

「日中一時支援事業」が28事業所（24年度30事業所）と年々減少している。法改正による影響や法改正時にどのように対応したのかについては、今回の調査で把握できなかった。

一昨年度調査においては「児童デイサービス事業Ⅰ型Ⅱ型」が合わせて72事業所であったが、昨年度の調査では「児童発達支援事業所」45事業所と「放課後等デイサービス事業」19事業所を合計すると64事業所となり、減少したが、今年度調査では、児童発達支援事業58事業所と放課後等デイサービスが23事業所で、合計81事業所と増加している。しかし、事業からセンター型へ移行したか否かは本調査では把握できなかった。

6. 事業所定員等

表6 定員規模別事業所数

〈事業所数・下段は％〉

定員規模	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
29名以下	2 25.0	1 7.7		3 12.5	2 33.3	1 3.2	1 5.3	1 16.7	5 15.2	16 8.5
30～49名	5 62.5	11 84.6	31 64.6	15 62.5	3 50.0	18 58.1	16 84.2	4 66.7	22 66.7	125 66.5
50名以上	1 12.5	1 7.7	17 35.4	6 25.0	1 16.7	12 38.7	2 10.5	1 16.7	6 18.2	47 25.0
計	8 100	13 100	48 100	24 100	6 100	31 100	19 100	6 100	33 100	188 100
定員合計（名）	281	420	2,007	922	186	1,348	665	180	1,123	7,132

表7 在籍児数

〈事業所数・下段は％〉

在籍児数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
29名以下	3 37.5	3 23.1	10 20.8	5 20.8	2 33.3	3 9.7	5 26.3		5 15.2	36 19.1
30～49名	3 37.5	7 53.8	17 35.4	13 54.2	3 50.0	13 41.9	10 52.6	5 83.3	14 42.4	85 45.2
50名以上	2 25.0	3 23.1	21 43.8	6 25.0	1 16.7	15 48.4	4 21.1	1 16.7	14 42.4	67 35.6
計	8 100	13 100	48 100	24 100	6 100	31 100	19 100	6 100	33 100	188 100

表8 定員充足率

〈事業所数〉

充足率	40%未満	40～60%未満	60～80%未満	80～100%未満	100%	100%超	計
事業所数	2	4	10	26	22	124	188
％	1.1	2.1	5.3	13.8	11.7	66.0	100

表6「定員規模別事業所数」をみると、定員規模は30名～49名が66.5％を占め、50名以上が25.0％、29名以下が8.5％である。地区ごとにみると、どの地区も30名から49名以下が50％以上を占める。

定員合計は7,132名（24年度7,120名、23年度7,233名）と前年とほぼ同様であった。

表7「在籍児数」を見ると北陸地区は定員規模と在籍児数は同じであるが、他の地域は定員規模以上の在籍や定員規模に満たない在籍など定員規模と在籍数には異なる現状が見える。

表8「定員の充足率」に関して、25年度に「100％」及び「100％超」であった事業所が146事業所・77.7％（24年度153事業所・77.7％ 23年度148事業所・75.1％）であった。一方、充足率100％未満の事業所が42事業所・22.3％（24年度44事業所・22.3％ 23年度49事業所・24.9％）となっている。全体的には定員もしくは定員以上を確保している事業所が約4分の3を占めているが、充足率100％未満の事業所は22.3％と前年度とほぼ変わりなく、1事業所あたりの定員（平均）も37.9名と昨年の36.1名を上回っている。

充足率80％未満の事業所は、運営が可能か否かの確認が必要であろう。一方、100％以上の事業所が77.7％あることは運営努力なのか、それとも社会資源の少ないためなのかの検証と、100％以上の充足

率で、子どもの療育環境や質について担保されているかなど調査を行うとともに、定員充足率の違いが単なる地域格差なのか利用につながるシステム機能によるものなのかの検証も必要であろう。

7. 開園日数・利用形態

表9 平成25年度の開園日数・利用契約児童数・及び措置児童数並びに延べ利用実数等

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
開園日数	総 数	3,514	3,971	3,862	4,143	3,486	3,633	4,130	3,840	3,488	3,570	3,600	3,405
	施設数	183	183	183	183	183	183	183	183	183	183	183	183
利用契約児童数	総 数	8,036	8,189	8,323	8,432	8,458	8,621	8,663	8,704	8,811	8,858	8,884	8,870
	施設数	184	184	185	185	185	185	185	185	185	185	185	185
措置児童数	総 数	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	施設数	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
延べ利用予定数	総 数	122,234	140,854	138,633	149,251	133,974	131,712	149,434	140,150	127,613	130,912	131,877	124,001
	施設数	174	174	175	175	175	175	175	175	175	175	175	174
延べ利用人数	総 数	102,530	121,124	118,956	128,034	98,916	118,440	130,581	119,762	108,403	111,931	110,132	105,059
	施設数	181	181	182	182	182	182	182	182	182	182	182	182
1事業所あたりの利用率(%)		75.7	79.1	79.5	79.7	73.2	84.1	81.6	80.5	80.2	80.9	78.9	79.6

$$\text{※ 1 事業所あたりの利用率} = \frac{\text{開園日数 (総数} \div \text{施設数)} \times \text{指定定員数 (総数} \div \text{施設数)}}{\text{延べ利用実数 (総数} \div \text{施設数)}} \times 100$$

表10 利用契約者児の利用形態

〈人数・下段は%〉

利用形態	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
週6日以上	101	104	28	37	59	35	145	29	66	604
	31.6	21.4	1.1	3.9	26.3	2.2	18.0	11.0	3.9	6.9
週5日	169	261	1,485	782	126	1,055	485	144	962	5,469
	52.8	53.8	60.0	82.1	56.3	66.4	60.2	54.5	56.9	62.1
週4日	13	39	75	2	2	38	19	7	41	236
	4.1	8.0	3.0	0.2	0.9	2.4	2.4	2.7	2.4	2.7
週3日	25	47	207	26	9	105	32	30	71	552
	7.8	9.7	8.4	2.7	4.0	6.6	4.0	11.4	4.2	6.3
週2日	9	16	351	24	18	86	53	22	347	926
	2.8	3.3	14.2	2.5	8.0	5.4	6.6	8.3	20.5	10.5
週1日	2	5	225	34	9	173	67	32	177	724
	0.6	1.0	9.1	3.6	4.0	10.9	8.3	12.1	10.5	8.2
週1日未満	1	13	67	7	1	96	4		22	211
	0.3	2.7	2.7	0.7	0.4	6.0	0.5		1.3	2.4
不明・無回答			36	41					4	81
			1.5	4.3					0.2	0.9
計	320	485	2,474	953	224	1,588	805	264	1,690	8,803
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

表9「平成25年度の開園日数・利用契約児童数・及び措置児童数並びに延べ利用実数等」をみると開所日数は年間を通して月平均約20日で、開園日数が少ないのは、4月（19.2日）8月（19.0日）12月（19.0日）3月（18.6日）で、多いのは7月（22.6日）10月（22.6日）5月（21.7日）、6月（21.1日）。長期休み、

特に春休みにあたる時期に開園日数が少なくなっている。一方、夏休みや年末年始の休みについては、各事業所が開園日数を減らさないよう運営上の工夫をしている様子が見える。

利用契約児童数は、4月から徐々に増加しており、年度の後半にかけて利用が増えるという傾向は、措置時代から契約になってもあまり変わっていない。

述べ利用予定数は、夏場の8月9月、冬に向かう12月から3月、4月にかけて減少している。しかし、述べ利用人数は、4月、8月、12月が少ないが、他はあまり大差がない。また、措置児童数は1事業所当たり1人程度で6から7事業所である。

利用率を見ると平均79.4%である。特に夏休みの8月（73.2%）、4月（75.7%）、5月（79.1%）、2月（78.9%）が平均以下の利用率であり、開園日の工夫が利用率に反映できているかなどの調査も必要であろう。

表10「利用契約児の利用形態」をみると、自立支援法施行以降の通園形態としての多様化が考えられるが、措置時代と変わらず「週6日以上」と「週5日」の利用の割合は68.9%（24年度67.7%）となっている。地域的には、北海道84.3%（24年度86.8%）、東海85.9%（24年度84.2%）、北陸82.6%（24年度73.0%）、中国78.2%（24年度77.0%）が高く、九州60.8% 関東61.2% 四国65.6%が低くなっている。

「週2日以下」の割合は、九州32.3%（24年度27.3%）関東26.0%（24年度26.9%）といずれも25%以上を占める一方、北海道3.8%（24年度4.3%）東海6.8%（24年度7.4%）と地区による利用形態の違いが見える。

8. 事業所の主要室の有無

表11 事業所の主要室の有無

〈事業所数・下段は％〉

設置年	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
①指導室 (1人あたり2.47㎡以上)	8 100	13 100	46 95.8	24 100	5 83.3	30 96.8	18 94.7	6 100	32 97.0	182 96.8
②指導室 (要件適用しない)		2 15.4	3 6.3	1 4.2	1 16.7	2 6.5	1 5.3	1 16.7	3 9.1	14 7.4
③遊戯室 (1人あたり1.65㎡以上)	8 100	12 92.3	44 91.7	22 91.7	6 100	30 96.8	19 100	5 83.3	32 97.0	178 94.7
④遊戯室 (要件適用しない)		3 23.1	3 6.3	2 8.3		2 6.5		2 33.3	1 3.0	13 6.9
⑤屋外遊戯室 (同一敷地内)	7 87.5	12 92.3	47 97.9	22 91.7	5 83.3	29 93.5	17 89.5	6 100	31 93.9	176 93.6
⑥屋外遊戯室 (センター付近変わるべき場所)	1 12.5	1 7.7	4 8.3	3 12.5		5 16.1	2 10.5	1 16.7	2 6.1	19 10.1
⑦医務室	7 87.5	8 61.5	39 81.3	16 66.7	4 66.7	25 80.6	13 68.4	4 66.7	22 66.7	138 73.4
⑧静養室	6 75.0	10 76.9	36 75.0	23 95.8	5 83.3	26 83.9	18 94.7	4 66.7	28 84.8	156 83.0
⑨相談室	8 100	12 92.3	46 95.8	24 100	5 83.3	28 90.3	19 100	6 100	31 93.9	179 95.2
⑩調理室	7 87.5	12 92.3	47 97.9	24 100	5 83.3	28 90.3	18 94.7	6 100	31 93.9	178 94.7
⑪浴室又はシャワー室	7 87.5	10 76.9	41 85.4	22 91.7	5 83.3	24 77.4	17 89.5	6 100	29 87.9	161 85.6
⑫子供用トイレ	8 100	12 92.3	46 95.8	24 100	5 83.3	29 93.5	19 100	5 83.3	33 100	181 96.3
⑬観察室		2 15.4	12 25.0	4 16.7	1 16.7	7 22.6	3 15.8	3 50.0	9 27.3	41 21.8
⑭聴力検査室			11 22.9	4 16.7		2 6.5		1 16.7	3 9.1	21 11.2
⑮訓練室	2 25.0	4 30.8	18 37.5	10 41.7	1 16.7	5 16.1	8 42.1	4 66.7	7 21.2	59 31.4
⑯診察室			10 20.8	3 12.5	1 16.7	3 9.7	2 10.5	1 16.7	5 15.2	25 13.3
⑰その他		1 7.7	6 12.5	2 8.3		2 6.5	2 10.5		3 9.1	16 8.5
実事業所数	8 100	13 100	48 100	24 100	6 100	31 100	19 100	6 100	33 100	188 100

表11「事業所の主要室の有無」は、指導室面積・遊戯室・屋外遊戯室と設置基準である主要室（医務室・静養室・調理室・相談室・シャワー室・子ども用トイレなど）のセンターへの設置が100%でないという状況が明らかとなった。医療型センターからの回答も含まれた結果（今回の調査では4.3%が医療型）と考えても検証が必要であろう。医療型との違いや障害の一元化に向けた受入れ整備、あるいは特定の障害に特化した整備など、様々な障害児の受け入れを考えた場合の多様性等を鑑み、設置基準と事業所整備との調整が求められる。

9. 未契約児童を対象とした事業

表12 未契約児童を対象とした事業の実施状況

〈事業所数・下段は%〉

実施状況	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
実施した	4 50.0	10 76.9	34 70.8	10 41.7	5 83.3	21 67.7	16 84.2	6 100	24 72.7	130 69.1
実施しなかった	4 50.0	3 23.1	13 27.1	12 50.0	1 16.7	9 29.0	3 15.8		9 27.3	54 28.7
不明			1 2.1	2 8.3		1 3.2				4 2.1
実事業所数	8 100	13 100	48 100	24 100	6 100	31 100	19 100	6 100	33 100	188 100

表13 未契約児童を対象とした事業の内容別実施状況

〈事業所数＝延べ・下段は%〉

事業内容	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
在宅児訪問指導等		3 30.0	5 14.7		2 40.0	3 14.3	5 31.3	4 66.7	4 16.7	26 20.0
療育相談・発達診断等	2 50.0	7 70.0	22 64.7	6 60.0	2 40.0	4 19.0	12 75.0	4 66.7	15 62.5	74 56.9
園内に療育グループ（集団での療育）の開設等	1 25.0	3 30.0	26 76.5	8 80.0	4 80.0	12 57.1	12 75.0	3 50.0	11 45.8	80 61.5
保育所、幼稚園等への指導援助	3 75.0	4 40.0	18 52.9	8 80.0	3 60.0	6 28.6	12 75.0	4 66.7	15 62.5	73 56.2
地域療育グループ・健診後のフォロー教室等への指導援助		3 30.0	7 20.6	7 70.0	1 20.0	3 14.3	12 75.0	5 83.3	8 33.3	46 35.4
肢体不自由児等の訓練事業		1 10.0	9 26.5	1 10.0			3 18.8		2 8.3	16 12.3
その他		3 30.0	2 5.9	1 10.0		6 28.6	1 6.3		2 8.3	15 11.5
「実施した」事業所数	4 100	10 100	34 100	10 100	5 100	21 100	16 100	6 100	24 100	130 100

表13-2 未契約児童を対象とした事業の内容別実施状況〔在宅児訪問指導等〕

〈事業所数〉

実施内容			北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
実施回数（回）			0	48	78	0	42	410	202	543	149	1,472	
対象実人員（人）			0	20	54	0	25	29	131	89	61	409	
担当職員	これらの事業のために担当職員を雇用している		0	0	0	0	0	0	1	1	1	3	11.5
	特に雇用していないが専任担当職員を置いている		0	0	2	0	1	1	2	2	1	9	34.6
	専任者を置かず、内部のやりくりで事業を実施している		0	3	3	0	1	2	2	1	2	14	53.8
	不明		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財源	公費補助	あり	0	1	4	0	1	3	5	3	4	21	80.8
		なし	0	2	1	0	0	0	0	0	0	3	11.5
		不明	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2	7.7
	利用者負担	有料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		無料	0	3	4	0	1	3	5	4	4	24	92.3
		不明	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2	7.7
実施事業所数			0	3	5	0	2	3	5	4	4	26	100

表13-3 未契約児童を対象とした事業の内容別実施状況〔療育相談・発達診断等〕

〈事業所数〉

実施内容			北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
実施回数（回）			17	495	7,805	1,574	309	377	2,391	988	4,497	18,453	
対象実人員（人）			9	357	1,557	1,121	303	174	1,515	166	981	6,183	
担当職員	これらの事業のために担当職員を雇用している		0	0	5	1	0	0	1	1	5	13	17.6
	特に雇用していないが専任担当職員を置いている		1	3	7	2	1	1	3	1	3	22	29.7
	専任者を置かず、内部のやりくりで事業を実施している		1	4	8	2	1	2	8	2	7	35	47.3
	不明		0	0	2	1	0	1	0	0	0	4	5.4
財源	公費補助	あり	1	3	11	2	2	3	10	3	11	46	62.2
		なし	1	4	9	2	0	1	2	0	3	22	29.7
		不明	0	0	2	2	0	0	0	1	1	6	8.1
	利用者負担	有料	0	1	3	0	0	0	1	0	0	5	6.8
		無料	2	6	17	6	2	4	11	4	14	66	89.2
		不明	0	0	2	0	0	0	0	0	1	3	4.1
	実施事業所数			2	7	22	6	2	4	12	4	15	74

表13-4 未契約児童を対象とした事業の内容別実施状況〔園内に療育グループ（集団での療育）の開設等〕〈事業所数〉

実施内容			北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
実施回数（回）			12	257	3,207	1,380	180	820	1,638	111	3,131	10,736	
対象実人員（人）			9	607	3,578	859	268	784	407	94	928	7,534	
担 当 職 員	これらの事業のために担当職員を雇用している		0	0	10	2	0	4	3	1	3	23	28.8
	特に雇用していないが専任担当職員を置いている		0	3	6	4	2	2	1	1	3	22	27.5
	専任者を置かず、内部のやりくりで事業を実施している		1	0	10	2	2	6	8	1	5	35	43.8
	不明		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財 源	公費補助	あり	0	1	11	6	2	2	11	3	7	43	53.8
		なし	1	2	10	1	2	9	1	0	4	30	37.5
		不明	0	0	5	1	0	1	0	0	0	7	8.8
	利用者負担	有料	0	0	9	3	0	3	6	0	0	21	26.3
		無料	1	2	14	5	2	8	6	3	11	52	65.0
		不明	0	1	3	0	2	1	0	0	0	7	8.8
実施事業所数			1	3	26	8	4	12	12	3	11	80	100

表13-5 未契約児童を対象とした事業の内容別実施状況〔保育所、幼稚園等への指導援助〕〈事業所数〉

実施内容			北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
実施回数（回）			8	112	1,667	764	361	329	664	234	366	4,505	
対象実人員（人）			5	107	702	157	130	168	426	184	397	2,276	
担 当 職 員	これらの事業のために担当職員を雇用している		0	0	4	2	1	0	2	2	3	14	19.2
	特に雇用していないが専任担当職員を置いている		2	2	7	3	1	1	3	0	4	23	31.5
	専任者を置かず、内部のやりくりで事業を実施している		1	2	6	3	1	5	7	2	8	35	47.9
	不明		0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1.4
財 源	公費補助	あり	1	2	12	3	1	4	11	4	12	50	68.5
		なし	1	2	3	4	1	2	1	0	2	16	21.9
		不明	1	0	3	1	1	0	0	0	1	7	9.6
	利用者負担	有料	1	0	3	0	0	0	1	0	2	7	9.6
		無料	1	4	13	8	2	5	11	4	12	60	82.2
		不明	1	0	2	0	1	1	0	0	1	6	8.2
	実施事業所数			3	4	18	8	3	6	12	4	15	73

表13-6 未契約児童を対象とした事業の内容別実施状況〔地域療育グループ・健診後のフォロー教室等への指導援助〕〈事業所数〉

実施内容			北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
実施回数（回）			0	53	392	284	54	197	314	163	170	1,627	
対象実人員（人）			0	46	178	52	50	79	155	91	103	754	
担当職員	これらの事業のために担当職員を雇用している		0	0	2	0	0	0	0	1	0	3	6.5
	特に雇用していないが専任担当職員を置いている		0	0	4	3	1	2	5	2	3	20	43.5
	専任者を置かず、内部のやりくりで事業を実施している		0	3	1	4	0	1	7	2	5	23	50.0
	不明		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財源	公費補助	あり	0	0	4	4	1	1	10	3	5	28	60.9
		なし	0	3	2	1	0	2	2	0	2	12	26.1
		不明	0	0	1	2	0	0	0	2	1	6	13.0
	利用者負担	有料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		無料	0	2	7	6	1	3	12	5	8	44	95.7
		不明	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	4.3
実施事業所数		0	3	7	7	1	3	12	5	8	46	100	

表13-7 未契約児童を対象とした事業の内容別実施状況〔肢体不自由児等の訓練事業〕〈事業所数〉

実施内容			北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
実施回数（回）			0	4	1,284	3	0	0	862	0	227	2,380	
対象実人員（人）			0	5	264	2	0	0	93	0	22	386	
担当職員	これらの事業のために担当職員を雇用している		0	1	4	0	0	0	1	0	1	7	43.8
	特に雇用していないが専任担当職員を置いている		0	0	2	1	0	0	0	0	1	4	25.0
	専任者を置かず、内部のやりくりで事業を実施している		0	0	3	0	0	0	2	0	0	5	31.3
	不明		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財源	公費補助	あり	0	1	7	0	0	0	2	0	2	12	75.0
		なし	0	0	2	1	0	0	1	0	0	4	25.0
		不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用者負担	有料	0	0	3	0	0	0	1	0	0	4	25.0
		無料	0	1	5	1	0	0	2	0	2	11	68.8
		不明	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	6.3
実施事業所数			0	1	9	1	0	0	3	0	2	16	100

表13－8 未契約児童を対象とした事業の内容別実施状況〔その他〕

〈事業所数〉

実施内容			北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
実施回数（回）			0	257	63	62	0	297	10	0	12	701	
対象実人員（人）			0	84	39	68	0	37	5	0	11	244	
担当職員	これらの事業のために担当職員を雇用している		0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	6.7
	特に雇用していないが専任担当職員を置いている		0	2	1	0	0	0	0	0	0	3	20.0
	専任者を置かず、内部のやりくりで事業を実施している		0	1	0	1	0	5	1	0	2	10	66.7
	不明		0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	6.7
財源	公費補助	あり	0	2	0	1	0	0	1	0	1	5	33.3
		なし	0	1	2	0	0	6	0	0	1	10	66.7
		不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用者負担	有料	0	1	1	0	0	1	0	0	0	3	20.0
		無料	0	2	1	1	0	5	1	0	2	12	80.0
		不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実施事業所数		0	3	2	1	0	6	1	0	2	15	100	

表12「未契約児童を対象とした事業」は、全事業所の69.1％・188事業所中130事業所（24年度62.4％197事業所中123事業所）が実施している。

表13「未契約児童を対象とした事業の内容別実施状況」は、療育グループの実施が61.5％、療育相談・発達診断等が56.9％、保育所・幼稚園等への指導援助が56.2％、さらに健診後のフォロー教室等への指導援助を35.4％が実施している。在宅児訪問や肢体不自由児の訓練などについては、地域や子どものニーズに合わせた支援が行われている。運営上の予算措置や人的資源の確保など、今後のセンター機能の中でこれらをどのように位置付け発展させていくのか、更には、事業所機能を生かしてどう地域支援を展開していくのが今後の課題である。

10. 障害児の処遇を協議する組織

表14 地域内の障害児の処遇を協議する組織の有無

〈事業所数・下段は％〉

実施状況	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	合計
有	6	10	30	19	6	23	14	6	22	136
	75.0	76.9	62.5	79.2	100	74.2	73.7	100	66.7	72.3
無	1	3	13	3		6	5		10	41
	12.5	23.1	27.1	12.5		19.4	26.3		30.3	21.8
不明・無回答	1		5	2		2			1	11
	12.5		10.4	8.3		6.5			3.0	5.9
計	8	13	48	24	6	31	19	6	33	188
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

表15 地域内の障害児の処遇を協議する組織〔位置づけ〕

〈事業所数・下段は％〉

位置づけ	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	合計
公 的 機 関	6 100	7 70.0	23 76.7	17 89.5	6 100	18 78.3	11 78.6	5 83.3	15 68.2	108 79.4
全くの私的機関				1 5.3						1 0.7
非公式であるが 公的機関も参加		2 20.0	4 13.3			3 13.0	3 21.4		2 9.1	14 10.3
不 明		1 10.0	3 10.0	1 5.3		2 8.7		1 16.7	5 22.7	13 9.6
計	6 100	10 100	30 100	19 100	6 100	23 100	14 100	6 100	22 100	136 100

表16 地域内の障害児の処遇を協議する組織〔設置年〕

〈事業所数・下段は％〉

設置年	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	合計
昭和51年以前 (-1976)	1 16.7			1 5.3		1 4.3	2 14.3			5 3.7
昭和52年～昭和56年 (1977-1981)					1 16.7					1 0.7
昭和57年～昭和61年 (1982-1986)			1 3.3			1 4.3			2 9.1	4 2.9
昭和62年～平成3年 (1987-1991)				1 5.3						1 0.7
平成4年～平成8年 (1992-1996)	1 16.7	1 10.0	1 3.3	5 26.3		1 4.3				9 6.6
平成9年～平成13年 (1997-2001)				1 5.3						1 0.7
平成14年～平成18年 (2002-2006)		3 30.0	4 13.3	4 21.1	1 16.7	3 13.0	2 14.3	1 16.7	3 13.6	21 15.4
平成19年～平成23年 (2007-2011)	2 33.3		17 56.7	2 10.5	3 50.0	7 30.4	7 50.0	2 33.3	10 45.5	50 36.8
平成24年～ (2012-)	2 33.3	3 30.0	1 3.3			4 17.4	2	3 50.0	1	16 11.8
不明		3 30.0	5 16.7	6 31.6	1 16.7	6 26.1	1 7.1		6 27.3	28 20.6
計	6 100	10 100	30 100	19 100	6 100	23 100	14 100	6 100	22 100	136 100

表14「地域内の障害児の処遇を協議する組織の有無」は、72.3%が協議する組織があると回答している。地区別にみると、北陸、四国は組織ありが100%に対して、関東では62.5%と地域差がみられた。

表15「組織の位置づけ」は、公的な機関が位置づけているものと非公式ながら公的機関も参加している組織を合わせて89.7%であった。公的機関を巻き込んだ組織作りが概ね達成できていると考えられるが、全くの私的機関が東海で1事業所ある。子どもの課題を地域で協議できる組織作りへの取り組みは今後も必要であろう。

表16「組織の設置年」では、平成14年以降に組織されたものが64.0%であった。

表17 地域内の障害児の処遇を協議する組織〔構成員〕

〈事業所数＝延べ〉

構成員	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	合計
児童発達支援センター・ 児童発達支援事業	5 83.3	10 100	29 96.7	19 100	5 83.3	21 91.3	11 78.6	6 100	21 95.5	127 93.4
児童相談所	3 50.0	3 30.0	21 70.0	10 52.6	2 33.3	10 43.5	6 42.9	3 50.0	11 50.0	69 50.7
保健所	3 50.0	4 40.0	16 53.3	10 52.6	2 33.3	10 43.5	6 42.9	5 83.3	11 50.0	67 49.3
福祉事務所	2 33.3	7 70.0	17 56.7	9 47.4		6 26.1	7 50.0	2 33.3	5 22.7	55 40.4
市区町村 (福祉課、保健課等)	4 66.7	10 100	26 86.7	17 89.5	5 83.3	17 73.9	12 85.7	6 100	18 81.8	115 84.6
教育委員会	3 50.0	8 80.0	18 60.0	11 57.9	4 66.7	10 43.5	10 71.4	5 83.3	7 31.8	76 55.9
医療機関 (病院、医院、医師)	5 83.3	4 40.0	13 43.3	6 31.6	2 33.3	2 8.7	6 42.9	2 33.3	8 36.4	48 35.3
幼稚園、保育所	4 66.7	4 40.0	18 60.0	12 63.2	3 50.0	12 52.2	6 42.9	3 50.0	7 31.8	69 50.7
学校 (特別支援学校含む)	4 66.7	7 70.0	19 63.3	8 42.1	4 66.7	9 39.1	12 85.7	5 83.3	10 45.5	78 57.4
親の会、障害者の当 事者団体	2 33.3	3 30.0	16 53.3	4 21.1	2 33.3	4 17.4	7 50.0		8 36.4	46 33.8
その他	5 83.3	3 30.0	5 16.7	3 15.8		6 26.1	3 21.4		3 13.6	28 20.6
組織のある施設	6 100	10 100	30 100	19 100	6 100	23 100	14 100	6 100	22 100	136 100

表17「組織の構成員」は、児童発達支援センターや市区町村の担当課、事業所の職員が中心をなし、様々な立場の人たちで構成されている。様々な機関の人たちが構成員となり、障害児の処遇に関する認識が共有され、チームとして支援を考え実行できる組織としての充実を期待したい。また、それに伴い、対応方法等の実践的な積み重ねや制度や施策につなげる役割を担っていく仕組みが求められる。

11. 併行通園の状況

表18 保育所在籍児童の通園

〈人〉

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
人数	22	24	188	35	2	171	77	33	143	695
事業所数	4	6	25	3	2	9	8	3	20	80

表19 幼稚園在籍児童の通園

〈人〉

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
人数	13	32	311	13	0	125	65	43	96	698
事業所数	3	4	25	4	0	10	8	4	18	76

表20 認定こども園の通園

〈人〉

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
人数	0	5	9	0	0	5	0	0	2	21
事業所数	0	1	3	0	0	2	0	0	2	8

表21 児童発達支援事業所利用児童の通園

〈人〉

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
人数	41	8	247	43	22	78	40	4	53	536
事業所数	5	3	21	6	3	12	10	2	12	74

表22 病院・医療機関入院児童の通園

〈人〉

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
人数	0	0	0	1	0	0	2	0	0	3
事業所数	0	0	0	1	0	0	2	0	0	3

表23 他の児童発達支援センターの通園

〈人〉

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
人数	1	9	4	2	3	2	3	3	4	31
事業所数	1	2	3	2	2	2	2	2	2	18

表24 その他機関在籍児童の通園

〈人〉

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
人数	0	1	39	53	0	11	8	1	39	152
事業所数	0	1	8	1	0	3	2	1	3	19

表18「保育所在籍児童の通園」をみると、80事業所695人（24年度87事業所867人）と利用者の減少が見られる。地区ごとにばらつきがあるが、関東・近畿・九州の順で利用が多くなっている。

表19「幼稚園在籍児童の通園」をみると、保育所との併行通園とは相反する傾向にあり、76事業所698人と昨年度の80事業所642人に比して年々人数が増えている（23年度583人、22年度481人）。幼稚園も地区ごとにばらつきがみられ、関東・近畿の順で利用が多くなっている。

表20「認定こども園の通園」については、併行通園は昨年同様、全国的に少ない。

表21「児童発達支援事業所利用児童の通園」は74事業所536人、24年度65事業所428人。関東では247人（24年度162人）と利用人数が大幅に増えている。

表22「病院・医療機関入院児童の通園」は、3施設3人となっていて、東海・中国のみである。この傾向についても地域性に関係があるのか検証が必要であろう。

表23「他の児童発達支援センターの通園」は、東北の利用児は他の地域に比べて多い。児童発達支援センターと児童発達支援事業所の2か所の利用やセンターとセンターの併行通園など、地域性や市町村の支給決定のあり方と関係しているのか検証していくことが必要であろう。

12. 加算・減算の状況

表25 平成25年度の加算の状況

〈事業所数・下段は％〉

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
児童発達支援管理責任者専任加算	7 87.5	10 76.9	39 81.3	20 83.3	4 66.7	28 90.3	16 84.2	6 100	32 97.0	162 86.2
福祉専門職員配置等加算	5 62.5	10 76.9	41 85.4	18 75.0	4 66.7	26 83.9	17 89.5	5 83.3	28 84.8	154 81.9
指導員加配加算		1 7.7	1 2.1	2 8.3		4 12.9	3 15.8		4 12.1	15 8.0
栄養士配置加算	5 62.5	6 46.2	32 66.7	15 62.5	1 16.7	19 61.3	15 78.9	6 100	23 69.7	122 64.9
福祉・介護職員処遇改善加算	5 62.5	7 53.8	16 33.3	3 12.5	2 33.3	9 29.0	10 52.6	6 100	19 57.6	77 41.0
人工内耳装用児支援加算										0 0
家庭連携加算	3 37.5	2 15.4	12 25.0	6 25.0	1 16.7	8 25.8	8 42.1	3 50.0	8 24.2	51 27.1
訪問支援特別加算	2 25.0		3 6.3	1 4.2		3 9.7	4 21.1	2 33.3	4 12.1	19 10.1
食事提供加算	7 87.5	10 76.9	45 93.8	22 91.7	5 83.3	25 80.6	18 94.7	6 100	31 93.9	169 89.9
利用者負担上限額管理加算	7 87.5	8 61.5	28 58.3	16 66.7	4 66.7	19 61.3	13 68.4	5 83.3	22 66.7	122 64.9
欠席時対応加算	7 87.5	8 61.5	33 68.8	18 75.0	2 33.3	12 38.7	13 68.4	5 83.3	27 81.8	125 66.5
医療連携体制加算			1 2.1		1 16.7	2 6.5				4 2.1
特別支援加算	4 50.0	2 15.4	20 41.7	9 37.5	1 16.7	8 25.8	9 47.4	2 33.3	6 18.2	61 32.4
延長支援加算	1 12.5	2 15.4	2 4.2	1 4.2	1 16.7	1 3.2	3 15.8	4 66.7	2 6.1	17 9.0
送迎加算		1 7.7	1 2.1					1 16.7	3 9.1	6 3.2
実事業所数	8 100	13 100	48 100	24 100	6 100	31 100	19 100	6 100	33 100	188 100

表26 平成25年度の減算の状況

〈事業所数・下段は％〉

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
開所時間減算			1 2.1	1 4.2			2 10.5		4 12.1	8 4.3
利用者の数が利用定員を超える場合										0 0
通所支援計画が作成されない場合			1 2.1				1 5.3	1 16.7	1 3.0	4 2.1
指導員又は保育士の員数が経過措置の基準で少年に支援した場合						1 3.2				1 0.5
指導員又は保育士の員数が基準に満たない場合										0 0
実事業所数	8 100	13 100	48 100	24 100	6 100	31 100	19 100	6 100	33 100	188 100

表25「平成25年度の加算の状況」については、新制度となり、新たな加算が設定されている。食事提供加算・福祉専門職員配置等加算、児童発達支援管理責任者専任加算は80%以上の事業所で算定されている。指導員加配加算は8.0%，人工内耳加算 0%，医療連携体制加算2.1%，延長支援加算9.0%，送迎加算3.2%など事業所の職員体制の充実に対する加算体制になっているところは少なく、センターにおける三障害の受け入れ体制や保護者の就労支援への今後の動向に更に注目していく必要がある。

表26「平成25年度の減算の状況」については、開所時間減算と通所支援計画の未作成によるものが主である。

Ⅱ 児童の状況

1. 児童の年齢別状況

表27 在籍児及び併行通園児の状況

〈人〉

		北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
0歳	人 数	0	1	7	0	0	5	1	0	1	15	0.2
	内併行通園児	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2	0.1
1歳	人 数	3	11	63	5	0	26	7	0	66	181	2.1
	内併行通園児	0	0	7	1	0	2	0	0	9	19	1.3
2歳	人 数	40	48	227	66	27	166	43	25	303	945	10.7
	内併行通園児	1	3	25	4	1	15	4	2	41	96	6.6
3歳	人 数	78	93	632	315	55	476	165	60	386	2,260	25.7
	内併行通園児	9	12	130	15	2	67	26	4	68	333	22.8
4歳	人 数	119	132	696	337	72	457	249	78	409	2,549	29.0
	内併行通園児	16	20	206	10	1	102	39	12	58	464	31.8
5歳	人 数	80	144	776	219	65	359	266	87	442	2,438	27.7
	内併行通園児	7	22	141	11	2	124	80	18	81	486	33.3
6歳 (就学前)	人 数	0	23	71	11	5	72	74	14	76	346	3.9
	内併行通園児	0	3	9	1	0	18	8	3	16	58	4.0
小学生	人 数	0	20	0	0	0	0	0	0	0	20	0.2
	内併行通園児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中学生	人 数	0	10	0	0	0	0	0	0	0	10	0.1
	内併行通園児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高校生	人 数	0	3	0	0	0	27	0	0	0	30	0.3
	内併行通園児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明・無回答		0	0	2	0	0	0	0	0	7	9	0.1
計	人 数	320	485	2,474	953	224	1,588	805	264	1,690	8,803	100
	内併行通園児	33	60	519	42	6	329	157	39	273	1,458	100

表27「在籍児及び併行通園児の状況」をみると、「就学前の幼児」は99.2%（24年度98.8%）年齢では3歳児・4歳児・5歳児が82.3%（24年度83.7%）となり、これに2歳児を加えると97.0%（24年度94.0%）を占める。3歳未満の利用も地域により違いはあるものの大きな変化はみられない。併行通園児は全体で16.6%（24年度14.4%）である。一方、0.7%ではあるが小学生・中学生・高校生の在籍もある。

2. 在籍児の在園期間

表28 在籍児の在園期間

〈人数・下段は％〉

在園期間	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
6 か月未満	36	83	242	95	18	128	118	30	405	1,155
	11.3	17.1	9.8	10.0	8.0	8.1	14.7	11.4	24.0	13.1
6 か月～1 年未満	95	108	862	315	55	468	222	71	533	2,729
	29.7	22.3	34.8	33.1	24.6	29.5	27.6	26.9	31.5	31.0
1 年～2 年未満	84	135	755	279	64	438	227	99	432	2,513
	26.3	27.8	30.5	29.3	28.6	27.6	28.2	37.5	25.6	28.5
2 年～3 年未満	60	124	442	146	43	223	200	52	245	1,535
	18.8	25.6	17.9	15.3	19.2	14.0	24.8	19.7	14.5	17.4
3 年以上	25	35	121	27	5	48	38	8	71	378
	7.8	7.2	4.9	2.8	2.2	3.0	4.7	3.0	4.2	4.3
不明	20		52	91	39	283		4	4	493
	6.3		2.1	9.5	17.4	17.8		1.5	0.2	5.6
計	320	485	2,474	953	224	1,588	805	264	1,690	8,803
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

表28「在園期間」について、「6 か月～2 年未満」は、59.5％（24年度61.1％ 23年度62.3％）これに「3 年未満」を加えると、77.0％（24年度79.6％ 23年度78.3％）と在園期間はほぼ横ばいで大きな変化はみられない。

3. 入退園の状況

表29 月別入退園児数

〈人〉

	入退園	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
25年 4月	入園	155	110	1,137	375	55	740	246	127	567	3,512	74.0
	退園	1	0	8	3	1	4	2	2	51	72	1.8
5月	入園	3	10	39	3	0	23	36	1	57	172	3.6
	退園	0	1	4	1	0	1	0	1	14	22	0.6
6月	入園	4	12	46	6	0	16	8	3	69	164	3.5
	退園	1	4	10	2	1	7	9	2	8	44	1.1
7月	入園	4	14	24	15	6	19	6	4	49	141	3.0
	退園	1	2	6	3	1	5	1	1	12	32	0.8
8月	入園	7	10	36	8	1	13	5	0	42	122	2.6
	退園	2	3	16	4	3	12	2	0	14	56	1.4
9月	入園	5	10	27	5	4	27	7	1	46	132	2.8
	退園	1	1	27	4	1	8	34	0	15	91	2.3
10月	入園	2	3	32	12	7	11	54	6	43	170	3.6
	退園	3	0	20	5	0	7	5	1	10	51	1.3
11月	入園	3	4	34	9	1	16	9	1	40	117	2.5
	退園	0	0	7	7	0	2	0	0	8	24	0.6
12月	入園	0	1	27	10	1	13	7	2	6	67	1.4
	退園	1	0	17	5	0	5	3	1	11	43	1.1
26年 1月	入園	2	6	31	10	0	9	3	0	14	75	1.6
	退園	2	2	12	3	0	0	3	0	10	32	0.8
2月	入園	4	4	12	10	0	1	5	1	18	55	1.2
	退園	1	0	4	4	0	4	2	0	6	21	0.5
3月	入園	0	1	1	4	0	0	3	1	6	16	0.3
	退園	117	155	985	302	79	727	310	103	666	3,444	87.6
不明	入園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	退園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	入園	189	185	1,446	467	75	888	389	147	957	4,743	100
	退園	130	168	1,116	343	86	782	371	111	825	3,932	100

表29「月別入退園児数」をみると、4月の入園は74.0%（24年度71.2%，23年度72.0%），3月の退園が87.6%（24年度88.1%，23年度84.6%）で、年度を単位とした通過型事業所であることがうかがえる。5月から3月まで、0.3～3.6%程度、毎月の途中入園がみられ、年度末に向かって定員を充足していく様子が見えてくる。

表30 新入園児の入園時における年齢構成と就学児童数

〈人〉

		北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
就学前幼児	0歳	0	1	10	0	0	5	0	0	1	17	0.4
	1歳	5	4	63	3	0	30	3	1	59	168	3.5
	2歳	32	46	239	83	18	150	28	27	293	916	19.3
	3歳	67	61	536	292	34	372	157	52	360	1,931	40.7
	4歳	58	45	430	71	19	132	90	46	153	1,044	22.0
	5歳	26	15	164	18	4	78	30	18	75	428	9.0
	6歳	0	3	1	0	0	6	7	3	7	27	0.6
	計	188	175	1,443	467	75	773	315	147	948	4,531	95.5
義務教育修了児	6歳	0	2	0	0	0	0	2	0	0	4	0.1
	7歳～15歳	0	5	0	0	0	10	0	0	0	15	0.3
	16歳～18歳	0	1	0	0	0	2	0	0	0	3	0.1
	計	0	8	0	0	0	12	2	0	0	22	0.5
不明		1	2	3	0	0	103	72	0	9	190	4.0
計		189	185	1,446	467	75	888	389	147	957	4,743	100

表31 在籍児の入園前の状況

〈人数・下段は%〉

入園前の状況	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
在宅のままで、特に指導を受けていなかった	63 19.7	179 36.9	501 20.3	58 6.1	48 21.4	260 16.4	78 9.7	20 7.6	466 27.6	1,673 19.0
児童相談所で継続的な指導を受けていた	7 2.2	1 0.2		44 4.6		34 2.1		1 0.4	6 0.4	93 1.1
保健所で継続的な指導を受けていた		1 0.2	77 3.1	26 2.7	10 4.5	76 4.8	6 0.7	29 11.0	48 2.8	273 3.1
医療機関（病院等）で継続的な指導を受けていた	55 17.2	9 1.9	226 9.1	44 4.6	3 1.3	102 6.4	90 11.2		205 12.1	734 8.3
放課後等デイ等で継続的な指導を受けていた	72 22.5	15 3.1	102 4.1	1 0.1		139 8.8	69 8.6	14 5.3	21 1.2	433 4.9
現在のセンターで継続的な指導を受けていた（未契約）		84 17.3	821 33.2	271 28.4	33 14.7	165 10.4	157 19.5	56 21.2	149 8.8	1,736 19.7
他のセンターで継続的な指導を受けていた（未契約）	59 18.4	8 1.6	217 8.8	49 5.1	17 7.6	102 6.4	98 12.2	5 1.9	316 18.7	871 9.9
保育所、幼稚園に通っていた	34 10.6	77 15.9	238 9.6	53 5.6	51 22.8	157 9.9	149 18.5	79 29.9	273 16.2	1,111 12.6
学校に通っていた		34 68.0	16 9.2	7 3.3		28 10.3	1 0.8		7 6.8	93 9.0
他の児童福祉施設に措置されていた	2 0.6		5 0.2	19 2.0		3 0.2			34 2.0	63 0.7
その他	28 8.8	50 10.3	174 7.0	212 22.2	3 1.3	272 17.1	127 15.8	60 22.7	103 6.1	1,029 11.7
不明		27 5.6	97 3.9	169 17.7	59 26.3	250 15.7	30 3.7		62 3.7	694 7.9
在籍児童数	320 100	485 100	2,474 100	953 100	224 100	1,588 100	805 100	264 100	1,690 100	8,803 100

表30「新入園児の入園時における年齢構成」をみると、3歳が一番多く、次いで4歳、2歳と続き、これらを合わせると82.0%（24年度84.4%，23年度84.8%）を占める。通園事業所は3歳児を中心に2歳から4歳が多いのは例年同様変わらない。またわずかであるが0歳児、1歳児の入園、就学直前6歳児での入園もみられる。

表31「在園児の入園前の状況」をみると、「在宅のままで、特に指導を受けていなかった」が1,673人・

19.0%（24年度1,717人・19.3%，23年度1,417人・16.8%）「医療機関（病院等）で継続的な指導を受けていた」が734人・8.3%「現在のセンターでの継続的指導・未契約」が1,736人・19.7%（24年度2,285人・25.6%，23年度1,775人・21.1%）と年度により増減に差があるもののほぼ同程度の割合を占めている。在宅のままの子どもたちへの支援も課題となる。「保育園・幼稚園に通っていた」が1,111人・12.6%（24年度1,196人・13.4%）である。

表32 退園した児童の退園理由

〈人〉

退園理由	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
就学	87	139	651	142	60	354	284	81	413	2,211	56.2
就園	29	15	377	169	21	322	73	23	255	1,284	32.7
他施設へ	11	7	54	18	0	69	8	4	106	277	7.0
長期入院	1	2	0	0	0	0	0	0	1	4	0.1
在宅	0	0	1	3	0	2	1	1	11	19	0.5
死亡	0	0	1	0	0	2	1	0	3	7	0.2
その他	2	5	29	8	0	30	4	1	34	113	2.9
不明・無回答	0	0	3	3	5	3	0	1	2	17	0.4
計	130	168	1,116	343	86	782	371	111	825	3,932	100

表33 退園後の進路先（就学，就園，他施設）内訳

〈人〉

退園後の進路先			北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
就学	特別支援学校	小学部	27	92	338	105	38	148	130	45	213	1,136	30.1
		中学部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		高等部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別支援学級	小学校	47	41	264	34	21	154	89	30	183	863	22.9
		中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		高 校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	通常学級	小学校	13	6	45	3	1	52	60	6	17	203	5.4
		中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		高 校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不明		0	0	4	0	0	0	5	0	0	9	0.2
就園	保育所	2	4	138	74	10	118	35	10	74	465	12.3	
	幼稚園	27	11	227	77	10	201	36	13	141	743	19.7	
	認定こども園	0	0	8	18	0	0	0	0	0	26	0.7	
	特別支援学校 幼稚部	0	0	4	0	0	1	0	0	8	13	0.3	
	不明	0	0	0	0	1	2	2	0	32	37	1.0	
他施設	他の児童発達支援センター等	8	6	42	14	0	23	4	4	96	197	5.2	
	入所型施設	0	1	0	3	0	3	3	0	5	15	0.4	
	通所型施設	3	0	1	1	0	24	1	0	4	34	0.9	
	不明	0	0	11	0	0	19	0	0	1	31	0.8	
計			127	161	1,082	329	81	745	365	108	774	3,772	100

表32「退園した児童の退園理由」をみると、「就学」・「就園」で88.9%（24年度86.3% 23年度86.4%）を占める。「就園」については32.7%（24年度30.4%，23年度31.6%）となっているが，例年同様に通園事業所が療育効果を上げ，3割の子どもたちを次のステージにつなげる通過事業所としての役割を担っている様子がうかがえる。

表33「退園後の進路先」では，全国的には24年度と大きな差異はみられない。「特別支援学校への就学」

と「特別支援学級への就学」は53.0%（24年度49.1%，23年度49.5%），「幼稚園・保育所の就園」は32.0%（24年度29.8% 23年度32.8%）と例年と大きく変わらない状況となっている。また，認定こども園への進路も26人・0.7%（24年度30人・0.8%）いるが，27年度より新規に子ども子育て支援新制度が開始されるため今後の状況を注視する必要がある。他の児童発達支援センターへの移行が197人・5.2%となっており，三障害一元化による今後の状況に注目していきたい。

4. 療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持状況

表34 療育手帳の所持児童数

〈人数〉

程度区分	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
A（最重度・重度）	73	104	328	198	23	235	116	58	256	1,391	15.8
B（中度・軽度）	143	146	1,079	427	80	783	340	61	632	3,691	41.9
未所持	104	197	972	228	82	485	342	144	761	3,315	37.7
不明	0	38	95	100	39	85	7	1	41	406	4.6
計	320	485	2,474	953	224	1,588	805	264	1,690	8,803	100

表35 身体障害者手帳の所持児童数

〈人数〉

程度区分	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
1級	21	57	115	52	14	61	73	16	72	481	5.5
2級	7	18	55	23	4	23	23	7	37	197	2.2
3級	1	3	22	17	0	13	15	2	23	96	1.1
4級	3	0	12	2	1	8	7	0	4	37	0.4
5級	0	0	4	0	0	0	2	0	1	7	0.1
6級	0	2	9	2	1	1	5	1	9	30	0.3
未所持	220	392	1,505	642	135	1,124	605	158	1,175	5,956	67.7
不明	68	13	752	215	69	358	75	80	369	1,999	22.7
計	320	485	2,474	953	224	1,588	805	264	1,690	8,803	100

表36 精神障害者保健福祉手帳の所持児童数

〈人数〉

程度区分	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
1級	0	0	2	0	0	0	1	0	0	3	0.0
2級	0	0	4	0	0	3	1	0	2	10	0.1
3級	0	0	0	1	0	2	6	0	3	12	0.1
未所持	251	364	1,320	731	155	903	655	135	1,263	5,777	65.6
不明	69	121	1,148	221	69	680	142	129	422	3,001	34.1
計	320	485	2,474	953	224	1,588	805	264	1,690	8,803	100

表34「療育手帳の所持状況」から療育手帳の所持状況をみると，未所持は3,315人・37.7%（24年度3,324人・37.3% 23年度2,530人・30.1%）とその割合が年々増加している。

今年度も昨年同様に非該当の調査を実施しなかったが，23年度までの状況としては「療育手帳未所持児童数」の未所持者のうち「非該当」が23年度418人・14.6%，22年度276人・10.3%，21年度287人・11.8%となっている。低年齢化や知的な問題により行動面，社会性などに課題のある子どもたちの利用によるものとの関連性についても検討が必要である。

表35「身体障害者手帳所持児童」をみると、848人・9.6%（24年度927人・10.4%）が所持している。未所持者は5,956人・67.7%（24年度5,774人・64.8%）である。今年度は昨年同様、未申請者及び「非該当」の詳細の調査は行っていない。23年度までの状況は「未申請」は289人（22年度204人、21年度217人）となっている。「非該当」は23年度4,775人、22年度4,865人となっている。

表36「精神障害者保健福祉手帳の所持」については昨年度より追加した調査項目である。不明が34.1%、未所持も65.6%であった。ごく少数ではあるが所持児もいるため、今後の推移にも注目したい。

尚、今回は、「療育手帳と身体障害者手帳の両方を合わせ持つ児童数」の調査は行わなかったが、23年度は583人・6.9%、22年度586人・7.0%、21年度566人・7.3%となっている。旧知的障害児通園事業所（現児童発達支援センター）で身体障害者手帳所持者を受け入れている状況は例年と変わらない。今後、福祉型児童発達支援センターとして三障害の一元化の経過を見守る必要がある。

5. 利用契約児童（措置児童も含む）の障害状況

表37 利用契約児童（措置児童も含む）の主たる障害の状況

〈人〉

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
知的障害	203	353	1,680	570	163	1,111	510	162	1,117	5,869	66.7
発達障害※	62	67	452	133	47	229	195	54	402	1,641	18.6
肢体不自由	18	9	99	30	3	37	25	1	39	261	3.0
聴覚障害	1	2	6	2	1	5	14	0	16	47	0.5
重症心身障害	8	33	64	34	10	39	39	13	45	285	3.2
難病	0	0	1	2	0	9	3	1	1	17	0.2
その他	28	21	84	58	0	82	19	33	69	394	4.5
不明・無回答	0	0	88	124	0	76	0	0	1	289	3.3
合計	320	485	2,474	953	224	1,588	805	264	1,690	8,803	100

※発達障害……広汎性発達障害、注意欠陥・多動性障害、学習障害とする。

表37「利用契約児童（措置児童も含む）の主たる障害の状況」をみると、主たる障害が「知的障害」が66.7%（24年度68.1%）、「発達障害」が18.6%（24年度18.2%）となっており、この2つで85.3%（24年度86.3%）を占めている。また「肢体不自由」が3.0%（24年度3.2%）、「重症心身障害」が3.2%（24年度3.3%）で契約数は横ばい状態である。関東・九州地区に関しては発達障害の割合が多く、他地区も相当数の発達障害児が在籍している。「肢体不自由」に関しては現在各地区とも数%の利用にとどまっているが、三障害の一元化に向けて在籍児童の障害状況については今後の動向をみていきたい。

6. 重複障害・合併障害の状況

表38 合併症の状況

〈人＝延べ〉

障害名		北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%	
内部障害	循環器系（心疾患など）		5	10	60	9	5	32	4	1	19	145	1.6
	循環器系	人工呼吸器（口鼻マスクによる人工呼吸含む）	0	2	3	2	0	1	1	0	1	10	0.1
		気管切開	3	2	17	5	2	11	3	1	3	47	0.5
		鼻 咽 頭 エ ア ウエイ	0	0	2	0	0	3	0	0	1	6	0.1
		ネブライザー使用	0	4	9	0	0	1	2	1	3	20	0.2
		酸素使用	1	3	5	2	1	4	2	1	15	34	0.4
		痰などの吸引	5	11	44	7	2	14	8	5	9	105	1.2
	消化器系	経管栄養（経鼻・胃ろう・腸ろう）	4	15	42	14	3	16	8	6	18	126	1.4
		誤嚥が多い	6	3	12	3	1	8	4	5	0	42	0.5
	泌尿器系（導尿など）		2	3	7	3	0	3	1	0	7	26	0.3
	中心静脈栄養		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
てんかん	発作があり緊急対応など生活に支障あり		9	18	35	23	6	22	28	5	17	163	1.9
	発作があるが生活におおむね支障なし		10	41	120	53	9	62	60	40	87	482	5.5
	発作はない		6	43	101	55	5	18	19	9	29	285	3.2
視覚障害（眼鏡等での矯正可能除く）	斜視・弱視等		5	15	51	28	2	35	8	10	35	189	2.1
	光覚のみ・盲等		0	1	11	4	0	4	3	0	2	25	0.3
聴覚障害	補聴器等装用		2	8	68	7	2	9	15	3	23	137	1.6
在籍児童数		320	485	2,474	953	224	1,588	805	264	1,690	8,803	100	

表38-2 重複障害・合併症をもつ児童の割合

〈人〉

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
重複障害・合併障害をもつ児童の実数	30	147	153	89	18	148	72	49	98	804	9.1
在籍児童数	320	485	2,474	953	224	1,588	805	264	1,690	8,803	100

表38「合併症の状況」をみると、てんかんの合併が「発作はない」も含め930人・10.6%（24年度9.8% 23年度7.6%）、内部障害6.4%、視覚障害2.4%、聴覚障害1.6%など合併症が少数ながらある。これらの状況に合わせた事業所の受け入れ状況や療育状況などにも関心を向けたい。「肢体不自由・運動発達障害（脳性麻痺含む）」の調査は昨年度より行われなかったが、23年度は701人・8.3%、22年度699人・8.4%、21年度689人・8.9%）となっている。

表38-2「重複障害・合併症を持つ児童の割合」は、804人・9.1%（24年度714人・8.0% 23年度1,348人・16.0%）となっている。

表39 聴覚障害の児童について

〈人〉

障害名	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
新生児聴覚スクリーニングで発見された聴覚障害児	1	4	18	1	0	3	6	2	17	52	57.8
人工内耳を使用している聴覚障害児	0	2	4	3	0	2	5	1	3	20	22.2
聴覚障害児のうち視覚障害を伴う子ども	0	1	5	1	3	5	1	1	1	18	20.0
聴覚障害児童数	1	7	27	5	3	10	12	4	21	90	100

表40 聴力検査・補聴器調整について

〈人〉

所在	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
事業所で言語聴覚士が行う	0	0	7	1	0	1	2	0	3	14	15.6
医療機関等	0	4	13	3	0	4	6	1	4	35	38.9
聴覚特別支援学校	0	3	6	1	2	3	1	0	1	17	18.9
その他	0	0	1	0	0	1	1	1	3	7	7.8
不明	1	0	0	0	1	1	2	2	10	17	18.9
聴覚障害児童数	1	7	27	5	3	10	12	4	21	90	100

表39「聴覚障害の児童」は90人（24年度64人）、新生児聴覚スクリーニングでの発見が57.8%（24年度62.5%）と、早期発見で対応されている状況がうかがえる。

表40「聴力検査や補聴器調整」については、事業所で言語聴覚士が行っている割合が15.6%、医療機関や聴覚特別支援学校で行っている割合が57.8%となっている。

7. 介助度

表41 介助度

〈人・下段は%〉

介助度※	食事	排泄	着脱衣	移動	言語	自己統制	対人関係
1	637	2,149	629	242	848	1,033	297
	7.2	24.4	7.1	2.7	9.6	11.7	3.4
2	556	2,721	1,743	409	1,305	2,254	1,512
	6.3	30.9	19.8	4.6	14.8	25.6	17.2
3	3,482	1,408	2,513	171	2,015	2,466	2,239
	39.6	16.0	28.5	1.9	22.9	28.0	25.4
4	3,115	1,743	2,343	810	2,293	1,805	3,240
	35.4	19.8	26.6	9.2	26.0	20.5	36.8
5	928	706	1,468	7,074	2,258	1,136	1,417
	10.5	8.0	16.7	80.4	25.7	12.9	16.1
不明	85	76	107	97	84	109	98
	1.0	0.9	1.2	1.1	1.0	1.2	1.1
計	8,803	8,803	8,803	8,803	8,803	8,803	8,803
	100	100	100	100	100	100	100

※数字が小さいほど、介助の必要性が高い

表41「介助度」は、子どもを育てる中での困り感と、どのような療育支援が求められているのを見るための指標となるものである。結果としては例年同じような傾向にあるといえよう。ほぼどの項目に

においても「介助度」3・4が高くなっており、特に「排泄」については「介助度」1・2が多くなっている。また「自己統制」では「介助度」2・3が多く、自己統制力の弱い子どもが多いことがうかがえる。「言語」では、介助度3・4・5にそれぞれ2割程度で分散がみられ、コミュニケーションに関する支援とアプローチへの専門性が求められる。さらに、子どもの状況に合わせた個別的な発達課題をしっかりと見立てたうえでの支援がより求められる。子どもの活動の中心である遊びや生活の中に遊びを通して子どもの成長・発達を評価し、これからの児童発達支援センターの機能として地域での子育て支援の充実を図ることと、子どもの発達支援と親の育児支援に対する援助技術が求められている。

8. 発達遅滞の原因となる疾患の状況

表42 発達遅滞の原因となる疾患について

〈人〉

疾患名		北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
異常 染色体	ダウン症	37	62	223	80	15	101	64	13	149	744	8.5
	猫なき症候群	0	1	0	1	0	1	1	0	2	6	0.1
	その他の染色体異常	10	10	76	12	4	33	17	10	26	198	2.2
コルネリア・デ・ラング症候群		0	0	2	1	0	1	0	0	1	5	0.1
脳炎・髄膜炎後遺症		0	6	27	6	0	11	2	0	4	56	0.6
水頭症		2	7	15	5	3	12	8	4	5	61	0.7
小頭症		1	3	5	5	0	4	2	0	6	26	0.3
結節性硬化症		0	0	1	5	0	7	0	0	3	16	0.2
レット症候群		2	1	1	1	2	1	0	0	3	11	0.1
筋ジストロフィー(福山型)		0	2	5	0	0	4	5	1	2	19	0.2
その他		35	48	322	139	8	100	93	58	175	978	11.1
原因について明確な診断のないもの		39	166	824	207	116	644	106	46	611	2,759	31.3
在籍児童数		320	485	2,474	953	224	1,588	805	264	1,690	8,803	100

表42「発達遅滞の原因となる疾患の状況」をみると、22年度から大きな変化はみられない。「明確な診断のないもの」は2,759人・31.3%（24年度3,205人・36.0%，23年度3,047人・36.2%，22年度2,873人・34.4%）となっている。年度により増減に差がみられるものの増加傾向にあり、染色体異常が中心ではあるが、他に様々な疾患があることがうかがえる。

Ⅲ 職員及びクラス編成

１．職員の数と構成

表43 職員の数と構成

〈人〉

職種	週30時間以上	週20時間以上 30時間未満	その他	計
管理者	177	1	2	180
児童発達支援管理責任者	186	1	0	187
保育士	1,509	288	105	1,902
児童指導員	599	60	17	676
指導員	44	13	14	71
作業療法士	55	12	30	97
言語聴覚士	66	15	55	136
理学療法士	39	5	26	70
医師	14	0	163	177
看護師・保健師	84	25	19	128
心理士	53	33	39	125
ケースワーカー・相談員	33	5	2	40
栄養士	104	17	15	136
調理員	133	125	52	310
送迎運転手	87	67	68	222
事務員	160	29	14	203
その他の職種	34	36	49	119
計	3,377	732	670	4,779

表43－２ 管理者の職種

職種名	人数	%
児童発達支援管理責任者	4	2.2
保育士	13	7.2
児童指導員	11	6.1
指導員	0	0
作業療法士	0	0
言語聴覚士	1	0.6
理学療法士	0	0
医師	5	2.8
看護師・保健師	1	0.6
心理士	1	0.6
その他	8	4.4
無回答	136	75.6
計	180	100

表43－３ 児童発達責任者の専任・兼任

	人数	%
専任	112	59.9
兼任	39	20.9
不明・無回答	36	19.3
計	187	100

表43「職員の数と構成」では全体で4,779人（24年度4,533人、23年度4,713人）、そのうち週30時間以上の勤務者は、70.7%（24年度71.3% 23年度71.9%）となっている。常勤職員は年々僅かながら減少しており、子どもの支援や事業所の運営に影響していないかの検証も課題である。

また、児童発達支援センターには、医療的ハビリテーションの必要性とともに障害にかかわる専門性が求められており、生活全体を見渡すことのできる保育士や発達を促す専門職の確保は、子どもの育ちや情緒の安定・保育の質にも影響する重要な課題といえよう。

表43－2「管理者の職種」は様々であるが、保育士が13人・7.2%（24年度24人・12.8%）となっており、現場からの登用もうかがえるが、未回答が75.6%あるため実態がつかめているとは言い難い。

表43－3「児童発達責任者の専任・兼務」については、112人・59.9%（24年度87人・50.9%）が専任であり、専任の割合が昨年度よりも増加している。事業所運営上のこともあるが、今後の推移を見守りたい。

児童と直接処遇職員の比率

表44 認可定員との比率

児：職	1：1	2：1	3：1	4：1	5：1	6：1	7：1	7.5：1	不明	合計
事業所数	0	30	92	48	5	3	0	3	7	188
%	0	16.0	48.9	25.5	2.7	1.6	0	2	3.7	100

表44－2 在籍児数との比率

児：職	1：1	2：1	3：1	4：1	5：1	6：1	7：1	7.5：1	不明	合計
事業所数	0	22	70	57	15	8	6	6	4	188
%	0	11.7	37.2	30.3	8.0	4.3	3.2	3.2	2.1	100

表44「認可定員に対する直接処遇職員の比率」をみると、3：1の配置を行っている事業所が48.9%（24年度51.3% 23年度50.3%）とやや減少し、4：1の事業所が25.5%（24年度19.8% 23年度25.4%）と増加している。また2：1の職員配置を行っている事業所は、16.0%（24年度23.4% 23年度15.7%）と今年度は減少傾向にある。

表44－2「在籍児数に対する直接処遇職員の比率」は最低基準4：1以上の配置をしていた事業所が79.2%（24年度83.8% 23年度83.8% 22年度86.0% 21年度80.3%）となっている。最低基準4：1の事業所が30.3%（24年度24.9% 23年度27.9%）である。また、最低基準以下の配置をしている事業所も18.6%（24年度15.2% 23年度12.2%）と増加している。

2. クラス編成及び運営の状況

表45 クラス編成の状況

〈事業所数・下段は%〉

クラス編成の有無	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
している	8 100	11 84.6	48 100	22 91.7	6 100	30 96.8	18 94.7	6 100	30 90.9	179 95.2
していない		2 15.4		2 8.3		1 3.2	1 5.3		3 9.1	9 4.8
計	8 100	13 100	48 100	24 100	6 100	31 100	19 100	6 100	33 100	188 100

表46 クラス編成の考え方

〈事業所数＝延べ・下段は％〉

編成内容	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
年齢	6	6	33	15	4	23	14	4	21	126
	75.0	54.5	68.8	68.2	66.7	76.7	77.8	66.7	70.0	74.0
発達段階	7	10	32	16	3	20	13	4	18	123
	87.5	90.9	66.7	72.7	50.0	66.7	72.2	66.7	60.0	68.7
入園年次	1	2	10	6	1	6	3	2	6	37
	12.5	18.2	20.8	27.3	16.7	20.0	16.7	33.3	20.0	20.7
障害	5	6	27	11	3	10	10	1	12	85
	62.5	54.5	56.3	50.0	50.0	33.3	55.6	16.7	40.0	47.5
その他	1	3	6	1	1	6	2		5	25
	12.5	27.3	12.5	4.5	16.7	20.0	11.1		16.7	14.0
特にない			1	1					1	3
			2.1	4.5					3.3	1.7
編成している 事業所の実数	8	11	48	22	6	30	18	6	30	179
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

表47 人数編成別クラス数

〈クラス数〉

1クラスの人数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	％
5人以下	2	2	24	2	4	11	2	1	10	58	6.6
6～8人	18	10	117	53	1	41	22	0	22	284	32.3
9～12人	9	18	143	43	18	92	38	5	92	458	52.0
13人以上	5	13	8	0	1	18	6	8	17	76	8.6
不明・無回答	0	0	0	1	0	1	0	1	1	4	0.5
計	34	43	292	99	24	163	68	15	142	880	100

表48 担任職員数別クラス数

〈クラス数〉

1クラスの担任職員数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	％
1人担任	0	0	6	0	1	0	1	0	7	15	1.7
2人担任	15	4	120	29	6	26	8	0	25	233	26.5
3～4人担任	14	36	155	67	11	132	50	11	101	577	65.6
その他	5	3	11	3	6	5	9	4	9	55	6.3
計	34	43	292	99	24	163	68	15	142	880	100

表45「クラス編成の状況」をみると、95.2％の事業所が「編成している」と回答している。「編成していない」事業所は、東北・東海地区に各2事業所、近畿・中国地区に1事業所、九州地区に3事業所となっている。

表46「クラス編成の考え方」をみると、例年どおりで大きな変化はみられない。「年齢」による編成が74.0％（24年度67.6％ 23年度67.9％）、「発達段階」68.7％（24年度65.4％ 23年度66.3％）、「障害」47.5％（24年度45.7％ 23年度48.7％）の順に続いている。「入園年次」については、20.7％（24年度19.1％ 23年度23.3％）となっている。また、「その他」が14.0％（24年度19.1％ 23年度17.6％）あり、入園児の状況やそれぞれの事業所の方針によりクラスの編成をしていると推察される。

表47「人数編成別クラス数」をみると、「9～12人」のクラスが52.0％（24年度53.2％ 23年度50.5％）、「6～8人」のクラスが32.3％（24年度33.3％ 23年度34.6％）となっており、84.3％（24年度86.4％ 23

年度85.2%) が6～12人規模のクラスを編成している。最低基準の「一クラスの数概ね10名とする」が目安になっていると推察される。

表48「担任職員数別クラス数」をみると、「3～4人担任」のクラスが65.6%（24年度70.8% 23年度66.7%）,「2人担任」のクラスが26.5%（24年度23.7%, 23年度24.9%）,「1人担任」のクラスが1.7%（24年度2.5%, 23年度2.5%）であった。障害の程度如何を問わず、適切な支援を行うためには、モデルを示す職員とプログラムの展開役、更には介助役など、複数の職員配置が必要であり、職員が少ないと療育支援が不足すると考えられる。

表49 1日の指導時間別クラス数

〈クラス数〉

1日の指導時間	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
2時間未満	0	0	5	0	0	4	1	0	7	17	1.9
～3時間未満	0	0	24	0	0	35	0	0	4	63	7.2
～4時間未満	10	1	34	2	3	29	1	1	12	93	10.6
～5時間未満	16	10	195	36	16	72	18	7	63	433	49.2
～6時間未満	8	16	28	60	3	19	27	6	54	221	25.1
6時間以上	0	12	6	0	2	3	15	0	0	38	4.3
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明・無回答	0	4	0	1	0	1	6	1	2	15	1.7
計	34	43	292	99	24	163	68	15	142	880	100

表50 1日の指導時間別児童数

〈人数〉

1日の指導時間	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
2時間未満	0	0	37	0	0	40	51	0	53	181	2.1
～3時間未満	0	0	162	0	0	245	0	0	67	474	5.4
～4時間未満	137	39	263	17	0	295	13	36	107	907	10.3
～5時間未満	122	123	1,665	355	109	820	259	100	817	4,370	49.6
～6時間未満	61	159	265	490	97	129	358	128	609	2,296	26.1
6時間以上	0	106	82	0	18	59	124	0	0	389	4.4
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明・無回答	0	58	0	91	0	0	0	0	37	186	2.1
計	320	485	2,474	953	224	1,588	805	264	1,690	8,803	100

表51 登園形態

〈事業所数・下段は%〉

登園形態	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
全員一律毎日登園	7 87.5	11 84.6	25 52.1	19 79.2	4 66.7	21 67.7	12 63.2	4 67	20 60.6	123 65.4
年齢や障害により登園日を指定	1 12.5		23 47.9	3 12.5	2 33.3	9 29.0	6 31.6	1 16.7	10 30.3	55 29.3
不明・無回答		2 15.4		2 8.3		1 3.2	1 5.3	1 16.7	3 9.1	10 5.3
計	8 100	13 100	48 100	24 100	6 100	31 100	19 100	6 100	33 100	188 100

表52 指導形態

〈事業所数・下段は％〉

指導形態	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
全クラス同一時間帯	6	11	38	19	3	24	15	3	24	143
	75.0	84.6	79.2	79.2	50.0	77.4	78.9	50.0	72.7	76.1
クラスによって異なる時間帯	2	1	6	2	2	4	2	1	5	25
	25.0	7.7	12.5	8.3	33.3	12.9	10.5	16.7	15.2	13.3
年齢や発達段階により異なる時間帯			4	1	1	1	2	1	1	11
			8.3	4.2	16.7	3.2	10.5	16.7	3.0	5.9
不明・無回答		1		2		2		1	3	9
		7.7		8.3		6.5		16.7	9.1	4.8
計	8	13	48	24	6	31	19	6	33	188
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

表49「1日の指導時間別クラス数」では、「4～5時間未満」が49.2％（24年度45.0％，23年度37.8％）となっている。続いて「5～6時間未満」が25.1％（24年度29.5％，23年度32.5％）と続く。

表50「1日の指導時間別児童数」では、「4～5時間未満」が49.6％（24年度44.9％，23年度39.0％），「5～6時間未満」が26.1％（24年度29.2％，23年度34.4％）と「1日の指導時間別クラス数」と同様の結果となっている。

表51「登園形態」をみると、「全員一律毎日登園」は65.4％（24年度69.5％，23年度73.1％）と減少している。毎日通園が原則の幼児通園事業所にとっては、経営安定のために、併行通園を行ったり、登園日を指定し、療育内容を濃いものにしようと努力していることがうかがえる。

表52「指導形態」は、全クラス同一時間帯が76.1％，クラスによって異なる時間帯が13.3％，年齢や発達段階により異なる時間帯が5.9％となっている。

IV 家族支援・地域支援の状況

1. 保護者支援・情報提供

表53 保護者支援・情報提供など

〈事業所数・下段は％〉

保護者支援・情報提供の有無	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
実施している	8 100	13 100	48 100	23 95.8	6 100	31 100	19 100	5 83.3	33 100	186 98.9
実施していない										0 0
不明・無回答				1 4.2				1 16.7		2 1.1
実事業所数	8 100	13 100	48 100	24 100	6 100	31 100	19 100	6 100	33 100	188 100

表54 保護者支援等の形態

〈事業所数・下段は％〉

支援等の形態	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
講演会・学習会などの開催	8 100	12 92.3	44 91.7	22 95.7	4 66.7	30 96.8	19 100	4 66.7	31 93.9	174 93.5
懇談等を通じた研修	6 75.0	8 61.5	32 66.7	14 60.9	3 50.0	26 83.9	15 78.9	1 16.7	24 72.7	129 69.4
親子通園によるペアレント トレーニング等の実施	5 62.5	5 38.5	18 37.5	12 52.2	3 50.0	11 35.5	11 57.9	1 16.7	9 27.3	75 40.3
保護者同士の交流会の実施	7 87.5	10 76.9	35 72.9	22 95.7	5 83.3	28 90.3	17 89.5	3 50.0	27 81.8	154 82.8
個別的訓練の実施や指導方法 の学習会等の開催	3 37.5	5 38.5	27 56.3	9 39.1	3 50.0	13 41.9	10 52.6	4 66.7	13 39.4	87 46.8
個別にカウンセリング等の 時間を持つ	3 37.5	7 53.8	32 66.7	18 78.3	4 66.7	22 71.0	12 63.2	5 83.3	27 81.8	130 69.9
その他	2 25.0	3 23.1	4 8.3		1 16.7	2 6.5	2 10.5		3 9.1	17 9.1
保護者支援等の実施事業所数	8 100	13 100	48 100	23 100	6 100	31 100	19 100	6 100	33 100	186 100

表55 保護者支援等の実施目的

〈事業所数＝延べ・下段は％〉

実施目的	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
子どもの成長発達の理解の一貫として	8 100	13 100	48 100	22 95.7	6 100	29 94	19 100	4 80.0	31 93.9	180 96.8
園と家庭の一貫した療育による効果	8 100	12 92.3	44 91.7	21 91.3	5 83.3	26 83.9	18 94.7	5 100	30 90.9	169 90.9
親同士の交流	8 100	11 84.6	41 85.4	23 100	6 100	28 90.3	18 94.7	4 80.0	27 81.8	166 89.2
良好な親子関係の育成	8 100	10 76.9	40 83.3	20 87.0	6 100	28 90.3	17 89.5	4 80.0	27 81.8	160 86.0
育児不安の軽減	8 100	11 84.6	43 89.6	22 95.7	6 100	27 87.1	17 89.5	5 100	30 90.9	169 90.9
介助の手伝い	2 25.0	2 15.4	7 14.6	1 4.3		4 12.9	1 5.3		2 6.1	19 10.2
医療的ケアの実施を家族に委ねる			2 4.2			3 9.7	2 10.5	1 20.0	1 3.0	9 4.8
虐待の予防	5 62.5	6 46.2	17 35.4	6 26.1	4 66.7	18 58.1	9 47.4	4 80.0	13 39.4	82 44.1
その他						1 3.2	1 5.3			2 1.1
保護者支援等の実施事業所数	8 100	13 100	48 100	23 100	6 100	31 100	19 100	5 100	33 100	186 100

表53「保護者支援・情報提供など」については、無回答が1.1%あったほかは98.9%とほぼ全数が実施している。

表54「保護者支援等の形態」は、講演会・学習会の実施が93.5%、次いで保護者同士の交流会の実施82.8%、個別にカウンセリング等の時間を持つ69.9%、懇談等を通じた研修が69.4%であった。親子通園によるペアレントトレーニング等の実施は75事業所・40.3%である。保護者に対し、様々な知識や正しい情報の提供を含めた支援が行われている。

表55「保護者支援等の実施目的」は、子どもの成長発達の理解の一貫としてが180事業所・96.8%、園と家庭との一貫した療育による効果が169事業所・90.9%、育児不安の軽減が169事業所・90.9%で目的の中心をなしている。次いで、親同士の交流、良好な親子関係と育児支援にかかわる目的があげられる。虐待の予防も82事業所・44.1%で取り上げており、さまざまな家庭状況に合わせた支援が必要といえる。

表56 短期入所事業について

〈事業所数・下段は％〉

実施状況	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
単独で実施している										0 0
法人で実施している	4 50.0		5 10.4	4 16.7		5 16.1	6 31.6	3 50.0	9 27.3	36 19.1
実施していない	4 50.0	13 100	39 81.3	18 75.0	5 83.3	22 71.0	11 57.9	3 50.0	22 66.7	137 72.9
不明・無回答			4 8.3	2 8.3	1 16.7	4 12.9	2 10.5		2 6.1	15 8.0
実事業所数	8 100	13 100	48 100	24 100	6 100	31 100	19 100	6 100	33 100	188 100

表56「短期入所事業」については、単独で実施している事業所は無かった。法人内での実施も36事業所・19.1%と少なく、ほとんど実施していない現状がうかがえる。今後、児童発達支援センターの中で短期入所事業を家族支援の受け皿としてどのように取り入れていくのか研究が必要と思われる。

2. 地域生活支援

表57 市町村地域生活支援事業

〈事業所数・下段は%〉

実施状況	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
日中一時支援事業を実施している	3 37.5	5 38.5	5 10.4	1 4.2	1 16.7	4 12.9	4 21.1		14 42.4	37 19.7
移動支援事業を実施している			1 2.1						1 3.0	2 1.1
地域活動支援センター機能強化事業を実施している										0 0
障害児支援体制整備事業を実施している			1 2.1	3 12.5	1 16.7	1 3.2		1 16.7		7 3.7
その他	1 12.5	1 7.7	1 2.1			2 6.5	1 5.3	2 33.3	1 3.0	9 4.8
実事業所数	8 100	13 100	48 100	24 100	6 100	31 100	19 100	6 100	33 100	188 100

表58 その他の具体的な支援策

〈事業所数・下段は%〉

実施状況	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
他の支援事業者を紹介している	2 25.0	3 23.1	15 31.3	6 25.0	1 16.7	1 3.2	9 47.4	1 16.7	10 30.3	48 25.5
有料で送迎バスのコースや乗降場所や乗降時間に配慮している			1 2.1			1 3.2		1 16.7	1 3.0	4 2.1
無料で送迎バスのコースや乗降場所や乗降時間に配慮している	5 62.5	8 61.5	31 64.6	15 62.5	1 16.7	10 32.3	13 68.4	1 16.7	21 63.6	105 55.9
有料で休日預かりをしている			1 2.1							1 0.5
無料で休日預かりをしている	1 12.5									1 0.5
その他	2 25.0	2 15.4	6 12.5		1 16.7		1 5.3		3 9.1	15 8.0
実事業所数	8 100	13 100	48 100	24 100	6 100	31 100	19 100	6 100	33 100	188 100

表57「市町村地域生活支援事業」は、日中一時支援事業の実施が37事業所、移動支援事業の実施が2事業所、地域活動支援センター機能強化事業の実施については無し、障害児支援体制整備事業の実施が7事業所、その他が9事業所と少数ではあるが、さまざまな制度を活用し支援を行っている。

表58「その他の具体的な支援策」は、バス停の時間や場所に対する無料の配慮が105事業所・55.9%（24年度99事業所・50.3%）であった。休日の預かり（無料・有料）を実施している事業所も2事業所・1.1%あるが、48事業所・25.5%の事業所は他の事業所を紹介することで家族支援に対する情報提供を行っていることがうかがえる。

3. 要保護児童

表59 通所支援児童のうち、社会的養護の必要な児童

〈事業所数・下段は％〉

実施状況	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
いる	5 62.5	4 30.8	29 60.4	9 37.5	1 16.7	15 48.4	10 52.6	2 33.3	16 48.5	91 48.4
いない	3 37.5	9 69.2	17 35.4	12 50.0	4 66.7	14 45.2	8 42.1	4 66.7	16 48.5	87 46.3
不明・無回答			2 4.2	3 12.5	1 16.7	2 6.5	1 5.3		1 3.0	10 5.3
計	8 100	13 100	48 100	24 100	6 100	31 100	19 100	6 100	33 100	188 100

表60 社会的な養護の必要な児童数

〈事業所数・下段は％〉

子どもの人数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
1人	3 60.0		11 37.9	4 44.4		3 20.0	3 30.0		5 31.3	29 31.9
2人	1 20.0	3 75.0	9 31.0	3 33.3		5 33.3	4 40.0	1 50.0	3 18.8	29 31.9
3人			2 6.9			2 13.3		1 50.0	6 37.5	11 12.1
4人			1 3.4		1 100	1 6.7	2 20.0			5 5.5
5人以上	1 20.0	1 25.0	6 20.7	2 22.2		4 26.7	1 10.0		2 12.5	17 18.7
不明・無回答										0 0
社会養護が必要な児童いる事業所数	5 100	4 100	29 100	9 100	1 100	15 100	10 100	2 100	16 100	91 100

表61 社会的な養護の必要な理由について

〈事業所数・下段は％〉

社会的な養護の必要な理由	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
虐待予防	4 80.0	1 25.0	15 51.7	4 44.4	1 100	13 86.7	8 80.0	2 100	8 50.0	56 61.5
不適切な療育	2 40.0	4 100	18 62.1	6 66.7	1 100	8 53.3	5 50.0	2 100	13 81.3	59 64.8
父母の死亡							1 10.0			1 1.1
父母の離婚		2 50.0	5 17.2	1 11.1	1 100	2 13.3	1 10.0		5 31.3	17 18.7
父母の長期入院		1 25.0							2 12.5	3 3.3
その他	1 20.0		5 17.2	1 11.1		3 20.0	1 10.0	1 50.0	2 12.5	14 15.4
社会養護が必要な児童いる事業所数	5 100	4 100	29 100	9 100	1 100	15 100	10 100	2 100	16 100	91 100

表59「社会的養護の必要な児童」については、いるが48.4%，いないが46.3%と半数の事業所で、昨年同様社会的養護の必要な子どもたちへの支援が求められている。

表60「社会的養護の必要な児童数」は、1人・31.9%，2人・31.9%を合わせると63.7%を占め、4人以上は24.2%であった。

表61「社会的養護の必要な理由」は、不適切な養育が59事業所・64.8%，虐待予防は56事業所・61.5%である。

表62 要保護児童に対する連携機関について

〈事業所数＝延べ〉

連携機関	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
児童相談所	5 100	3 75.0	27 93.1	9 100	1 100	15 100	10 100	2 100	16 100	88 96.7
子ども家庭支援センター			9 31.0	1 11.1		5 33.3	2 20.0		3 18.8	20 22.0
保健所	2 40.0	2 50.0	17 58.6	3 33.3	1 100	6 40.0	3 30.0		6 37.5	40 44.0
病院	2 40.0	1 25.0	5 17.2	1 11.1			4 40.0	1 50.0	1 6.3	15 16.5
相談支援事業所	2 40.0	3 75.0	6 20.7	2 22.2	1 100	3 20.0	4 40.0	2 100	5 31.3	28 30.8
要保護児童対策地域協議会		2 50.0	4 13.8	3 33.3		6 40.0	3 30.0	2 100	3 18.8	23 25.3
福祉課	3 60.0	3 75.0	17 58.6	7 77.8		10 66.7	7 70.0		9 56.3	56 61.5
その他	2 40.0	1 25.0	9 31.0	2 22.2		6 40.0	1 10.0	1 50.0	2 12.5	24 26.4
連携している機関はない		1 25.0	2 6.9							3 3.3
社会養護が必要な児童いる事業所数	5 100	4 100	29 100	9 100	1 100	15 100	10 100	2 100	16 100	91 100

表62「要保護児童に対する連携機関」については、主にかかわる機関として、児童相談所を88事業所・96.7%（24年度80事業所・83.3%）あげている。次いで福祉課が56事業所・61.5%（24年度66事業所・68.8%），保健所が40事業所・44.0%（24年度45事業所・46.9%）と必要に応じて子ども家庭支援センター，病院，相談支援事業所，要保護児童対策地域協議会との連携が行われている。連携している機関のない事業所はなく，連携の必要性の中で，どのように行うことが適切かの事例の蓄積も必要となるだろう。

表63 具体的な家族支援

〈事業所数＝延べ〉

支援内容	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
家庭訪問を行っている	3 60.0	2 50.0	17 58.6	6 66.7	1 100	9 60.0	7 70.0	1 50.0	8 50.0	54 59.3
ヘルパー(居宅介護)やショートステイを勧めている	2 40.0	2 50.0	11 37.9	2 22.2		3 20.0	5 50.0	1 50.0	3 18.8	29 31.9
メンタルヘルス支援(カウンセリング)を行っている	2 40.0		8 27.6	1 11.1	1 100	1 6.7	3 30.0	1 50.0	3 18.8	20 22.0
送迎バスのコースや乗降場所や乗降時間に配慮している	3 60.0	4 100	14 48.3	5 55.6		5 33.3	9 90.0		10 62.5	50 54.9
休日預かりを行っている	2 40.0									2 2.2
他の支援事業者を紹介している	1 20.0	2 50.0	9 31.0	3 33.3	1 100	1 6.7	4 40.0	1 50.0	6 37.5	28 30.8
その他	2 40.0	2 50.0	10 34.5	2 22.2		5 33.3	1 10.0		3 18.8	25 27.5
家族支援は行っていない						1 6.7		1 50.0		2 2.2
社会養護が必要な児童いる事業所数	5 100	4 100	29 100	9 100	1 100	15 100	10 100	2 100	16 100	91 100

表63「具体的な家族支援」については、家庭訪問が54事業所・59.3%、送迎バスの時間や場所への配慮が50事業所・54.9%と主な支援方法である。ヘルパーやショートステイ、メンタルヘルスへの支援、他事業所への紹介など各家庭の状況に合わせた支援が行われている。今後は社会資源の情報提供やネットワークの構築もさらに求められるであろう。

表64 里親の下から通っている子ども

〈事業所数・下段は%〉

実施状況	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
いる			2 6.9						1 6.3	3 3.3
いない	5 100	4 100	25 86.2	9 100	1 100	13 86.7	9 90.0	1 50.0	14 87.5	81 89.0
不明・無回答			2 6.9			2 13.3	1 10.0	1 50.0	1 6.3	7 7.7
計	5 100	4 100	29 100	9 100	1 100	15 100	10 100	2 100	16 100	91 100

表65 里親の下から通っている子どもの人数

〈事業所数・下段は%〉

実施状況	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
1人			2 100						1 100	3 100
里親の下から通っている子どもがいる事業所数			2 100						1 100	3 100

表64「里親の下から通っている子ども」は、いるが3事業所3.3%（24年度16事業所・16.7%）で、いないが81事業所89.0%（24年度76事業所・79.2%）となっている。

表65「里親の下から通っている児童数」は3名（24年度16名）で、関東・九州地区にいる状況である。実態としては少ないが、今後の推移を見ていく必要があるだろう。また、それに伴う療育の内容や質の課題、家族支援の課題も生じるであろう。

4. 関係機関との連携

表66 関係機関との連携について（地域自立支援協議会）

〈事業所数・下段は%〉

連携方法	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
全体会の構成メンバーとして参加	2	6	23	10	1	15	11	4	11	83
	25.0	46.2	47.9	41.7	16.7	48.4	57.9	66.7	33.3	44.1
専門部会の構成メンバーとして参加	3	8	28	16	4	14	14	3	16	106
	37.5	61.5	58.3	66.7	66.7	45.2	73.7	50.0	48.5	56.4
事務局メンバーとして参加	1	3	13	6	1	7	6		2	39
	12.5	23.1	27.1	25.0	16.7	22.6	31.6		6.1	20.7
その他	2	1	3	1	1		1	1	1	11
	25.0	7.7	6.3	4.2	16.7		5.3	16.7	3.0	5.9
実事業所数	8	13	48	24	6	31	19	6	33	188
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

表66－2 全体会の構成メンバーとして参加のか所数

〈事業所数・下段は%〉

か所数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
1 か所	2	3	14	5	1	7	9	3	7	51
	100	50.0	60.9	50.0	100	46.7	81.8		63.6	61.4
2 か所		2	3	1		5		1	2	14
		33.3	13.0	10.0		33.3		25.0	18.2	16.9
3 か所			4	3						7
			17.4	30.0						8.4
4 か所				1						1
				10.0						1.2
5 か所以上						2	1		1	4
						13.3	9.1		9.1	4.8
不明・無回答		1	2			1	1		1	6
		16.7	8.7			6.7	9.1		9.1	7.2
全体会の構成メンバーとして参加事業所数	2	6	23	10	1	15	11	4	11	83
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

表66－3 専門部会の構成メンバーとして参加のか所数

〈事業所数・下段は％〉

か所数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
1 か所	3 100	7 87.5	17 60.7	8 50.0	3 75.0	8 57.1	9 64.3	1	12 75.0	68 64.2
2 か所			7 25.0	4 25.0		3 21.4	2 14.3	1 33.3	3 18.8	20 18.9
3 か所			1 3.6	3 18.8				1 33.3		5 4.7
4 か所				1 6.3		1 7.1				2 1.9
5 か所以上			1 3.6		1 25.0	1 7.1	1 7.1		1 6.3	5 4.7
不明・無回答		1 12.5	2 7.1			1 7.1	2 14.3			6 5.7
専門部会の構成メンバーとして参加事業所数	3 100	8 100	28 100	16 100	4 100	14 100	14 100	3 100	16 100	106 100

表66－4 事務局メンバーとして参加のか所数

〈事業所数・下段は％〉

か所数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
1 か所	1 100	3 100	6 46.2	3 50.0		6 85.7	6 100		1 50.0	26 66.7
2 か所			1 7.7	1 16.7					1 50.0	3 7.7
3 か所			2 15.4	2 33.3						4 10.3
不明・無回答			4 30.8		1 100	1 14.3				6 15.4
事務局メンバーとして参加事業所数	1 100	3 100	13 100	6 100	1 100	7 100	6 100		2 100	39 100

表66「関係機関との連携について（地域自立支援協議会）」は、全体会の構成メンバーとしての参加が83事業所・44.1%（24年度61事業所・31.0%）、専門部会の構成メンバーとしての参加は、106事業所・56.4%（24年度64事業所・32.5%）となっている。協議会に関わっている事業所が昨年度より増加しており、センターに求められているものも大きいことがうかがえる。

表66－2「全体会の構成メンバーとして参加のか所数」は、1か所61.4%、2か所16.9%である。5か所以上は4.8%あるが、地域の中でどのような動きになっていくかの推移を今後も調査していくことが必要である。

表66－3「専門部会の構成メンバーとして参加のか所数」は、1か所64.2%、2か所18.9%である。全体会同様今後のあり方も含めた検証が必要であろう。

表66－4「事務局メンバーとしての参加のか所数」は、事務局としての参加は全国の中で39か所（24年度19か所）である。北陸・四国は無いが他の地域は1～3か所、事務局として参加しており、地域性もあることが推察できる。

表67 関係機関との連携について（要保護児童対策地域協議会）

〈事業所数・下段は％〉

連携方法	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
全体会の構成メンバー	1	3	15	3		9	5		3	39
	12.5	23.1	31.3	12.5		29.0	26.3		9.1	20.7
事務局メンバー			1			1	1		2	5
			2.1			3.2	5.3		6.1	2.7
その他			3			5				8
			6.3			16.1				4.3
実事業所数	8	13	48	24	6	31	19	6	33	188
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

表67「関係機関との連携（要保護児童対策地域協議会）」は、全体会のメンバー 39事業所（24年度27事業所）、事務局メンバーは5事業所（24年度2事業所）と増加している。地域との連携，社会的養護への支援にあたっては地域自立支援協議会への参加や要保護児童対策地域協議会への参加が必要となってきた。各地域で事業所がアクションを起こし，関わっていけるか，今後の報告にも注目していきたい。

V 医療的ケアの実施状況

1. 医療的ケアの実施

表68 医療的ケアの実施状況

〈事業所数・下段は％〉

実施状況	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
実施している	2 25.0	5 38.5	20 41.7	7 29.2	2 33.3	15 48.4	7 36.8	1 16.7	11 33.3	70 37.2
実施していない	6 75.0	7 53.8	26 54.2	17 70.8	3 50.0	14 45.2	10 52.6	4 67	20 60.6	107 56.9
不明・無回答		1 7.7	2 4.2		2 33.3	2 6.5	2 10.5	1 16.7	2 6.1	12 6.4
計	8 100	13 100	48 100	24 100	6 100	31 100	19 100	6 100	33 100	188 100

表69 医療的ケアの実施者

〈事業所数＝延べ・下段は％〉

支援内容	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
他の診療所の看護師が実施し、医療連携体制加算を請求する			1 5.0							1 1.4
自事業所の看護師が実施し、医療連携体制加算は請求しない	1 50.0	5 100	16 80.0	7 100		9 60.0	6 85.7	1 100	7 63.6	52 74.3
看護師の指導により、介護職員（保育士、児童指導員等）が実施し、医療連携体制加算を請求する。	1 50.0				1 50.0	1 6.7				3 4.3
看護師の指導により、介護職員（保育士、児童指導員等）が実施するが、医療連携体制加算を請求しない。				1 14.3		3 20.0			4 36.4	8 11.4
付添い家族が実施する			9 45.0			4 26.7	3 42.9		1 9.1	17 24.3
その他（医師等）が実施する			2 10.0	1 14.3	1 50.0	2 13.3				6 8.6
医療的ケアを実施している事業所数	2 100	5 100	20 100	7 100	2 100	15 100	7 100	1 100	11 100	70 100

表68「医療的ケアの実施状況」は、実施している事業所が70事業所・37.2％、実施していない事業所が107事業所・56.9％と実施していない事業所の方が多いものの、24年度に比べ実施事業所の若干の増となっている。

表69「医療的ケアの実施者」は、自事業所の看護師が実施するが医療連携体制加算の請求をしない事業所が70事業所中52事業所・74.3％、付添い家族が実施する事業所が17事業所・24.3％ある。一方で、看護師の指導により介護職員が実施するが医療連携体制加算を請求しない事業所が8事業所11.4％あることについて、今後の課題となることがうかがえよう。

表70 特定利用者への吸引などの研修等

〈事業所数・下段は％〉

受講状況	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
受けた	1 50.0		3 15.0			3 20.0	1 14.3		1 9.1	9 12.9
まだ受けていない		5 100	13 65.0	5 71.4	2 100	11 73.3	5 71.4	1 100	10 90.9	52 74.3
不明・無回答	1 50.0		4 20.0	2 28.6		1 6.7	1 14.3			9 12.9
医療的ケアを実施 している事業所数	2 100	5 100	20 100	7 100	2 100	15 100	7 100	1 100	11 100	70 100

表71 非特定利用者への吸引などの研修等

〈事業所数・下段は％〉

受講状況	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
受けた			1 5.0		1 50.0					2 2.9
まだ受けていない	1 50.0	5 100	16 80.0	5 71.4	1 50.0	14 93.3	6 85.7	1 100	11 100	60 85.7
不明・無回答	1 50.0		3 15.0	2 28.6		1 6.7	1 14.3			8 11.4
医療的ケアを実施 している事業所数	2 100	5 100	20 100	7 100	2 100	15 100	7 100	1 100	11 100	70 100

表72 吸引などの研修等の受講予定

〈事業所数・下段は％〉

今後の予定	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
ある			3 15.0		1 50.0	4 26.7			4 36.4	12 17.1
ない	1 50.0	4 80.0	13 65.0	6 85.7	1 50.0	10 66.7	6 85.7	1 100	7 63.6	49 70.0
不明・無回答	1 50.0	1 20.0	4 20.0	1 14.3		1 6.7	1 14.3			9 12.9
医療的ケアを実施 している事業所数	2 100	5 100	20 100	7 100	2 100	15 100	7 100	1 100	11 100	70 100

表70「特定利用者への吸引などの研修等」は、医療ケア受け入れ70事業所のうち、まだ受けていない事業所が52事業所・74.3%であった。

表71「非特定利用者への吸引などの研修等」は、2事業所は受けているが、60事業所・85.7%は受けていない現状である。

表72「吸引などの研修等の受講予定」については、あると回答した事業所は12事業所・17.1%と少ない。研修の場があることは有効である一方、事業所での受け入れの増加や受け入れられる体制づくりにもう少し時間がかかりそうである。

Ⅵ 放課後等デイサービス事業について

表73 放課後等デイサービス事業実施時期

〈事業所数・下段は％〉

実施状況	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
平成24年度4月以前より実施している		2 15.4		3 12.5		1 3.2	1 5.3		3 9.1	10 5.3
平成24年度より実施している			3 6.3			1 3.2		2 33.3	1 3.0	7 3.7
平成25年度より実施している			1 2.1	4 16.7		1 3.2	1 5.3		1 3.0	8 4.3
実施していない	8 100	11 84.6	44 91.7	17 70.8	6 100	28 90.3	17 89.5	4 66.7	28 84.8	163 86.7
不明・無回答										0 0
計	8 100	13 100	48 100	24 100	6 100	31 100	19 100	6 100	33 100	188 100

表73「放課後等デイサービス事業の実施時期」は25年度までに実施している事業所が17事業所・9.0%で25年度から実施している事業所が8事業所あった。実施していない事業所は163事業所・86.7%で多数を占めている。

表74 放課後等デイサービス事業実施定員

〈事業所数・下段は％〉

実施定員	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
10名以下		2 100	4 100	7 100		3 100	2 100	2 100	1 20.0	21 84.0
20名以下									4 80.0	4 16.0
21名以上										0 0
不明・無回答										0 0
実施している事業所数		2 100	4 100	7 100		3 100	2 100	2 100	5 100	25 100

表74「放課後等デイサービス事業の定員」は10名以下の事業所が21事業所・84%と多い。

表75 放課後等デイサービス事業の職員体制（管理者）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	％
専任	0	0	1	1	0	0	1	1	1	5	20.0
兼任	0	2	3	6	0	3	1	1	4	20	80.0
不明・無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実施している事業所数	0	2	4	7	0	3	2	2	5	25	100

表76 放課後等デイサービス事業の職員体制（児童発達管理責任者）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
専任	0	2	2	3	0	1	2	2	4	16	64.0
兼任	0	0	2	4	0	2	0	0	1	9	36.0
不明・無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実施している事業所数	0	2	4	7	0	3	2	2	5	25	100

表77 放課後等デイサービス事業の職員体制（支援訪問員）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
専任	0	1	2	5	0	2	1	2	1	14	56.0
兼任	0	0	1	1	0	0	0	0	2	4	16.0
専任＋兼任	0	0	0	1	0	1	1	0	2	5	20.0
不明・無回答	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	8.0
実施している事業所数	0	2	4	7	0	3	2	2	5	25	100

表78 放課後等デイサービス事業の職員体制（支援訪問員専任・兼任人数）

〈人〉

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
専任	0	12	9	20	0	8	5	7	9	70	57.4
兼任	0	0	9	7	0	1	5	0	30	52	42.6
計	0	12	18	27	0	9	10	7	39	122	100
実施している事業所数	0	2	4	7	0	3	2	2	5	25	－

表75・76・77・78「放課後等デイサービス事業の職員体制」は管理者以外は専任配置が過半数を示している。その結果からは放課後等デイサービスの利用児の年齢や支援のあり方が学齢期前の幼児の支援とは異なる様子がうかがえる。放課後等デイサービスの支援における専門性の確保が今後の課題となろう。

表79 放課後等デイサービス事業の利用状況

〈人〉

訪問先			北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
小学生	平日	利用契約 人数	0	67	87	138	0	22	57	9	120	500	81.0
		延べ利用 人数	0	182	1,695	1,134	0	124	170	72	342	3,719	88.2
	休日	利用契約 人数	0	66	52	43	0	0	56	11	31	259	85.8
		延べ利用 人数	0	17	13	13	0	0	40	11	3	97	70.8
中学生	平日	利用契約 人数	0	10	1	9	0	0	9	7	36	72	11.7
		延べ利用 人数	0	10	0	10	0	0	40	103	152	315	7.5
	休日	利用契約 人数	0	10	0	7	0	0	4	2	6	29	9.6
		延べ利用 人数	0	10	0	6	0	0	3	9	0	28	20.4
高校生	平日	利用契約 人数	0	3	0	3	0	6	8	0	25	45	7.3
		延べ利用 人数	0	2	0	3	0	36	48	0	92	181	4.3
	休日	利用契約 人数	0	3	0	8	0	0	1	0	2	14	4.6
		延べ利用 人数	0	2	0	8	0	0	1	0	1	12	8.8
未学籍	平日	利用契約 人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		延べ利用 人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休日	利用契約 人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		延べ利用 人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19・20 歳	平日	利用契約 人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		延べ利用 人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休日	利用契約 人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		延べ利用 人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	平日	利用契約 人数	0	80	88	150	0	28	74	16	181	617	100
		延べ利用 人数	0	194	1,695	1,147	0	160	258	175	586	4,215	100
	休日	利用契約 人数	0	79	52	58	0	0	61	13	39	302	100
		延べ利用 人数	0	29	13	27	0	0	44	20	4	137	100

表79「放課後等デイサービス事業の利用状況」から利用契約人数（平日）小学生81.0%と多くっており、次いで中学生が11.7%，高校生が7.3%となっている。

表80 放課後等デイサービス事業の営業日数

営業日数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
週7日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
週6日	0	1	0	1	0	0	0	1	0	3	12.0
週5日	0	1	4	5	0	3	2	0	5	20	80.0
週4日	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	4.0
週3日	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	4.0
週2日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不確定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明・無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	2	4	7	0	3	2	2	5	25	100
実施している事業所数	0	2	4	7	0	3	2	2	5	25	－

表80「放課後等デイサービス事業の営業日数」は児童発達支援センターと同様に週5日利用が最も多く80.0%で週6日が12.0%であった。

Ⅶ 保育所等訪問支援について

表81 保育所等訪問支援の実施時期

〈事業所数・下段は％〉

実施状況	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
平成24年度より実施している	3 37.5	1 7.7	13 27.1	3 12.5	1 16.7	6 19.4	6 31.6	2 33.3	6 18.2	41 21.8
平成25年度より実施している	1 12.5	3 23.1	8 16.7	6 25.0	2 33.3		3 15.8		7 21.2	30 16.0
実施していない	4 50.0	8 61.5	25 52.1	13 54.2	3 50.0	24 77.4	8 42.1	4 66.7	18 54.5	107 56.9
不明・無回答		1 7.7	2 4.2	2 8.3		1 3.2	2 10.5		2 6.1	10 5.3
計	8 100	13 100	48 100	24 100	6 100	31 100	19 100	6 100	33 100	188 100

表82 保育所等訪問支援の平成25年度の状況

〈人〉

訪問先		北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	％
保育所・幼稚園・認定こども園	か所数	11	10	155	125	6	40	27	4	10	388	82.0
	実人数	12	10	193	172	6	46	32	4	163	638	78.3
	延べ人数	24	92	1,162	666	42	293	253	52	285	2,869	82.6
学校	か所数	0	0	21	23	4	20	6	0	8	82	17.3
	実人数	0	0	21	114	4	20	6	0	9	174	21.3
	延べ人数	0	0	89	228	38	172	44	0	21	592	17.0
その他（放課後児童クラブなど）	か所数	0	0	2	0	1	0	0	0	0	3	0.6
	実人数	0	0	2	0	1	0	0	0	0	3	0.4
	延べ人数	0	0	11	0	1	0	0	0	0	12	0.3
計	か所数	11	10	178	148	11	60	33	4	18	473	100
	実人数	12	10	216	286	11	66	38	4	172	815	100
	延べ人数	24	92	1,262	894	81	465	297	52	306	3,473	100

表83 保育所等訪問支援の職員体制（管理者）

〈事業所数〉

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	％
専任	0	0	2	1	2	0	3	0	4	12	16.9
兼任	4	4	17	8	1	6	6	2	9	57	80.3
不明・無回答	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	2.8
実施している事業所数	4	4	21	9	3	6	9	2	13	71	100

表84 保育所等訪問支援職員体制（児童発達管理責任者）

〈事業所数〉

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	％
専任	3	1	3	2	1	0	4	1	4	19	26.4
兼任	1	3	16	7	2	6	5	1	8	49	68.1
不明・無回答	0	0	3	0	0	0	0	0	1	4	5.6
実施している事業所数	4	4	22	9	3	6	9	2	13	72	100

表85 保育所等訪問支援の職員体制（支援員）

〈事業所数〉

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
専任	0	1	4	5	2	1	1	1	6	21	29.2
兼任	3	2	12	4	1	2	7	1	7	39	54.2
専任＋兼任	1	1	3	0	0	3	1	0	0	9	12.5
不明・無回答	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	4.2
実施している事業所数	4	4	22	9	3	6	9	2	13	72	100

表86 保育所等訪問支援の職員体制（支援員専任・兼任人数）

〈人〉

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
専任	1	2	7	6	3	5	2	1	13	40	22.3
兼任	3	8	36	26	1	15	30	1	19	139	77.7
計	4	10	43	32	4	20	32	2	32	179	100
実施している事業所数	4	4	22	9	3	6	9	2	13	72	－

表81「保育所等訪問支援の実施」は、実施をしていない事業所が107事業所・56.9%，25年度から実施している事業所は30事業所・16.0%で、前年度実施状況を合わせると37.8%と伸びはあるものの半数に満たない。

表82「保育所等訪問支援の25年度状況」は、保育所・幼稚園・認定子ども園へは388か所・638名延べ2,869人に実施，学校への支援も82か所・174人延べ592人に実施している。放課後児童クラブなどへの支援は全国的にも3か所，3名延べ12人と未だ需要が少なく，今後の支援の進め方などを含め実践の公開が望まれる。

Ⅷ 障害児相談支援について

表87 児童発達支援センターにおける障害児相談支援の実施時期

〈事業所数・下段は％〉

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
平成24年度より実施している		2 15.4	12 25.0	5 20.8	2 33.3	7 22.6	5 26.3	2 33.3	9 27.3	44 23.4
平成25年度より実施している	1 12.5	1 7.7	13 27.1	6 25.0	1 16.7	1 3.2	2 10.5	1 16.7	1 3.0	27 14.4
実施していない	7 87.5	10 76.9	23 47.9	13 54.2	3 50.0	23 74.2	12 63.2	3 50.0	23 69.7	117 62.2
計	8 100	13 100	48 100	24 100	6 100	31 100	19 100	6 100	33 100	188 100

表87「児童発達支援センターでの障害児相談支援の実施時期」は、24年より実施している事業所が44事業所・23.4％、25年度より実施している事業所が27事業所・14.4％と少し伸びはあるものの、未だ実施していない事業所が117事業所・62.2％もある。

表88 児童発達支援センターにおける障害児相談支援の実施状況

〈事業所数・下段は％〉

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
障害児相談支援	1 100	3 100	23 92.0	11 100	3 100	8 100	7 100	3 100	10 100	69 97.2
特定相談支援	1 100	2 66.7	17 68.0	6 54.5	3 100	6 75.0	7 100	3 100	9 90.0	54 76.1
一般相談支援		1 33.3				4 50.0	2 28.6	1 33.3		8 11.3
不明・無回答										0 0
実施事業所数	1 100	3 100	25 100	11 100	3 100	8 100	7 100	3 100	10 100	71 100

表89 障害児相談支援の一般相談支援の実施状況

〈事業所数・下段は％〉

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
地域移行支援		1 100				2 50.0	1 50.0	1 100		5 62.5
地域定着支援		1 100				2 50.0	1 50.0	1 100		5 62.5
一般相談支援の 実施事業所数		1 100				4 100	2 100	1 100		8 100

表90 障害児相談支援の利用計画作成内容・件数

〈上段＝作成事業所数 下段は件数〉

事業内容	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
児童発達支援		2	23	6	2	4	3	2	7	49
		6	1,197	176	585	298	201	59	286	2,808
放課後等デイサービス	1		11	3	1	4	3	2	6	31
	12		267	41	7	97	57	7	90	45
保育所等訪問支援			8	2	2	5	2		4	23
			110	9	7	31	9		10	33
指定を受けている事業所数	1	3	23	11	3	8	7	3	10	69

表91 特定相談支援の利用計画作成内容

〈上段＝作成事業所数 下段は件数〉

事業内容	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
短期入所			6	2	1	1	1	1	4	16
			110	3	2	10	11	2	68	30
居宅介護			7	3	1	1	1	1	5	19
			42	3	0	20	2	3	75	35
移動支援			5	2		1	1	1	2	12
			51	6		19	10	1	18	22
日中一時支援			4			1	1	1	3	10
			29			5	13	1	46	19
その他			1			1			1	3
			15			13			5	6
指定を受けている事業所数	1	2	17	6	3	6	7	3	9	54

表92 一般相談支援の利用計画作成内容

〈上段＝作成事業所数 下段は件数〉

事業内容	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
地域移行										0
										0
地域定着										0
										0
指定を受けている事業所数	0	1	0	0	0	4	2	1	0	8

表88「児童発達支援センターにおける障害児相談支援事業の実施状況」は69事業所・97.2%が障害児相談支援を行っている。

表90「障害児相談支援の利用計画作成内容・件数」は児童発達支援の利用計画は49事業所・2,808件と多く、放課後等デイサービス利用計画は31事業所・45件、保育所等訪問支援が23事業所・33件となっている。児童発達支援センターが当該センターの利用児ではなく外部からの相談に応じ、計画を立てることが必要であり、今後も作成件数は増大する可能性がある。

表93 障害児相談支援事業の職員体制について（管理者）

〈事業所数〉

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
専任	0	0	3	1	1	0	1	0	1	7	10.1
兼任	1	2	17	6	1	8	6	3	8	52	75.4
不明・無回答	0	1	3	4	1	0	0	0	1	10	14.5
実施している事業所数	1	3	23	11	3	8	7	3	10	69	100

表94 障害児相談支援事業の職員体制について（相談支援専門員）

〈事業所数〉

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
専任	0	0	11	7	2	6	3	2	2	33	47.8
兼任	1	2	12	2	1	2	2	0	3	25	36.2
専任＋兼任	0	0	0	0	0	0	2	1	5	8	11.6
不明・無回答	0	1	0	2	0	0	0	0	0	3	4.3
実施している事業所数	1	3	23	11	3	8	7	3	10	69	100

表95 障害児相談支援事業の職員体制について（相談支援専門員専任・兼任人数）

〈人〉

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
専任	0	0	15	6	5	11	6	5	9	57	47.1
兼任	1	3	33	2	1	2	12	1	9	64	52.9
計	1	3	48	8	6	13	18	6	18	121	100
実施している事業所数	1	3	23	11	3	8	7	3	10	69	

表93・94・95「障害児相談支援事業の職員体制について」は相談支援専門員の専任が兼任より若干多いものの職員体制は依然として兼任者が多く、安定した運営収入には繋がっていないことがうかがえる。

IX 障害児等療育支援事業について

表96 児童発達支援センターでの障害児等療育支援事業の実施状況

〈事業所数・下段は％〉

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
実施している	1 12.5		9 18.8	4 16.7	4 66.7	4 12.9	12 63.2	6 100	18 54.5	58 30.9
自治体により別名称に変わったが同様事業を受託している			2 4.2	2 8.3		1 3.2	1 5.3			6 3.2
再委託を受けた内容のみ実施している			1 2.1				1 5.3			2 1.1
本事業は実施していない	7 87.5	13 100	36 75.0	18 75.0	2 33.3	26 83.9	5 26.3		15 45.5	122 64.9
実事業所数	8 100	13 100	48 100	24 100	6 100	31 100	19 100	6 100	33 100	188 100

表96「児童発達支援センターでの障害児等療育支援事業の実施状況」をみると、中国・九州地区での実施が多く、全国で58事業所が実施している。実施していないところは東北地区となっており、全国では122事業所が実施していない。

表97 障害児等療育支援事業の利用者の年齢構成

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	％
0歳児	1	0	26	5	10	22	46	9	22	141	1.3
1歳児	10	0	180	174	42	26	177	45	74	728	6.9
2歳児	20	0	531	349	553	55	317	436	111	2,372	22.3
3歳児（年少）	23	0	644	203	22	55	296	406	184	1,833	17.3
4歳児（年中）	15	0	697	203	15	63	245	558	224	2,020	19.0
5歳児（年長）	13	0	880	190	24	60	249	662	277	2,355	22.2
小学生	9	0	61	56	0	54	140	22	719	1,061	10.0
中学生	0	0	1	0	0	4	14	1	75	95	0.9
高校生	0	0	0	0	0	2	7	0	9	18	0.2
計	91	0	3,020	1,180	666	341	1,491	2,139	1,695	10,623	100

表97「障害児等療育支援事業の利用者の年齢構成」は2歳児から5歳児までの利用が80.8%を占めている。

表98 障害児等療育支援事業の利用者の所属

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	％
保育所	29	0	834	68	147	34	549	904	332	2,897	27.6
幼稚園	19	0	1,285	117	13	42	336	1,019	362	3,195	30.5
在宅	34	0	561	927	506	93	415	175	237	2,948	28.1
放課後等デイ	0	0	106	0	0	58	20	6	7	197	1.9
通園	0	0	38	0	0	60	11	11	39	159	1.5
小学校	9	0	61	56	0	48	139	22	663	998	9.5
中学校	0	0	1	0	0	4	14	1	50	70	0.7
高校生	0	0	0	0	0	2	7	0	5	14	0.1
不明・無回答	0	0	134	12	0	0	0	1	0	13	0.1
計	91	0	3,020	1,180	666	341	1,491	2,139	1,695	10,623	100

表99 訪問療育・外来療育事業の役割

〈上段＝事業所数 下段は件数〉

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
乳幼児健診の事後支援			5 41.7	3 50.0	3 75.0		10 71.4	3 50.0	7 38.9	31 47.0
障害理解への援助とカウンセリング等			7 58.3	2 33.3	1 25.0		10 71.4	2 33.3	10 55.6	32 48.5
専門職種（PT, OT, ST）による各種の療育支援			5 41.7	3 50.0	1 25.0	1 20.0	4 28.6	3 50.0	7 38.9	24 36.4
待機児童対策			3 25.0	2 33.3	1 25.0		7 50.0	2 33.3	5 27.8	20 30.3
発達等に不安を持つ保護者への相談			9 75.0	3 50.0	3 75.0	1 20.0	11 78.6	4 66.7	15 83.3	46 69.7
その他	1 100		1 8.3	2 33.3				1 16.7	1 5.6	6 9.1
実事業所数	1 100		12 100	6 100	4 100	5 100	14 100	6 100	18 100	66 100

表99「訪問療育・外来療育事業の役割」は「発達等に不安を持つ保護者への相談」が69.7%, 次いで「障害理解への援助とカウンセリング等」48.5%, 「乳幼児健診後の事後支援」47.0%となっており, 育児・子育て支援に大きな役割を担っている。

表100 事業所支援の実施先

〈事業所数〉

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
保育所・幼稚園・認定こども園			9 75.0	3 50.0	3 75.0	3 60.0	10 71.4	4 66.7	14 77.8	46 69.7
学校			6 50.0	3 50.0	2 50.0	3 60.0	5 35.7	2 33.3	6 33.3	27 40.9
保健機関・病院				2 33.3		1 20.0	2 14.3	3 50.0	2 11.1	10 15.2
児童発達支援事業			1 8.3	1 16.7			1 7.1	1 16.7		4 6.1
医療型児童発達支援事業										0 0
放課後等デイサービス事業			1 8.3	1 16.7						2 3.0
障害児施設			1 8.3	1 16.7			1 7.1		1 5.6	4 6.1
その他	1 100					1 20.0		1 16.7	1 5.6	4 6.1
実事業所数	1 100		12 100	6 100	4 100	5 100	14 100	6 100	18 100	66 100

表100「事業所支援の実施先」は保育所・幼稚園・認定子ども園への支援が69.7%と多いが, 学校や保健機関・病院への支援も56.1%ある。今後は児童事業所全般への支援となることから, 児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業, 障害児入所事業所等へも積極的な支援を行っていかなくてはならない。

表101 障害児等療育支援事業の制度改正による変更の有無

〈事業所数・下段は％〉

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
変更事項があった	1 100		3 25.0	1 16.7		2 40.0	3 21.4		6 33.3	16 24.2
変更事項はなかった			9 75.0	3 50.0	3 75.0	2 40.0	9 64.3	5 83.3	10 55.6	41 62.1
不明				2 33.3	1 25.0	1 20.0	2 14.3	1 16.7	2 11.1	9 13.6
実事業所数	1 100		12 100	6 100	4 100	5 100	14 100	6 100	18 100	66 100

表101「障害児等療育支援事業の制度改正による変更の有無」は特に変更事項はない事業所が41事業所・62.1％であった。

表102 障害児等療育支援事業の制度改正による変更内容

〈事業所数・下段は％〉

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
委託契約の中止										0 0
委託契約の件数/委託料金の減額				1 100		1 50.0	1 33.3		3 50.0	6 37.5
委託契約の件数/委託料金の増額										0 0
障害確定や障害受容の猶予期間が定められた							2 66.7			2 12.5
保育所等訪問支援事業とのあり方				1 100						1 6.3
その他	1 100		1 33.3							2 12.5
実事業所数	1 100		3 100	1 100		2 100	3 100		6 100	16 100

表102「障害児等療育支援事業の制度改正による変更内容」委託契約の件数と委託料金の減額が6事業所・37.5％で、内容的な変更も若干あった。

X 通園バスの状況

1. 通園バスの状況

表103 通園バスの運行状況

〈事業所数・下段は％〉

通園バス運行の有無	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
運行している	8 100	12 92.3	48 100	21 87.5	6 100	28 90.3	19 100	6 100	32 97.0	180 95.7
運行していない		1 7.7		3 12.5		3 9.7			1 0.3	8 4.3
計	8 100	13 100	48 100	24 100	6 100	31 100	19 100	6 100	33 100	188 100

表104 通園バス所有状況

〈事業所数・下段は％〉

通園バス所有の有無	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
通園バスを自己所有し、職員が運転している	7 87.5	10 83.3	21 43.8	7 33.3	3 50.0	15 53.6	12 63.2	5 83.3	25 78.1	105 58.3
通園バスを自己所有し、運転は委託している	1 12.5		13 27.1	15 71.4	2 33.3	9 32.1	6 31.6	1 16.7	6 18.8	53 29.4
全てを委託している		1 8.3	13 27.1			5 17.9	1 5.3		1 3.1	21 11.7
その他		2 4.2	2 4.2	1 4.8	1 16.7	3 10.7	1 5.3		3 9.4	13 7.2
実事業所数	8 100	12 100	48 100	21 100	6 100	28 100	19 100	6 100	32 100	180 100

表105 通園バスの所有台数

〈事業所数・下段は％〉

台数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
1台	3 37.5	1 8.3	11 22.9	11 52.4	4 66.7	6 21.4	5 26.3	2 33.3	9 28.1	52 28.9
2台	2 25.0	3 25.0	8 16.7	8 38.1	1 16.7	12 42.9	6 31.6	2 33.3	5 15.6	47 26.1
3台		1 8.3	9 18.8	1 4.8	1 16.7	4 14.3	6 31.6	1 16.7	5 15.6	28 15.6
4台以上	3 37.5	7 58.3	20 41.7	1 4.8		6 21.4	2 10.5	1 16.7	11 34.4	51 28.3
不明・無回答									2 6.3	2 1.1
計	8 100	12 100	48 100	21 100	6 100	28 100	19 100	6 100	32 100	180 100

表106 通園バスの車種及びその台数

〈台数〉

車種	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
大型バス	23	31	74	9	0	14	8	2	17	178	34.2
マイクロバス	7	13	61	19	8	37	18	5	30	198	38.0
ワゴン車	9	7	16	5	1	22	16	3	29	108	20.7
その他車種	2	2	9	2	0	1	3	3	15	37	7.1
計	41	53	160	35	9	74	45	13	91	521	100

表103「通園バスの運行状況」をみると、95.7%（24年度92.9%）の事業所が運行しており、運行していないのは、東北、東海、近畿、九州地区に数事業所であった。

表104「通園バス所有状況」では、「自己所有し、職員が運転している」事業所は58.3%,「自己所有し、運転は委託している」事業所は29.4%となっており、「全てを委託している」事業所も21事業所・11.7%みられた。

表105「通園バスの所有台数」をみると、「1台」と回答した事業所は28.9%,複数台を所有する事業所は70.0%（24年度66.1）となっている。

表106「通園バスの車種及びその台数」をみると、全体的な所有台数は521台（24年度427台）と増加傾向である。

表107 1日の走行キロ数

〈事業所数・下段は%〉

走行キロ数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
～25km未満	1		2	1		2			1	7
	12.5		4.2	4.8		7.1			3.1	3.9
25km～50km未満	2	1	11	7	1	3	1	1	5	32
	25.0	8.3	22.9	33.3	16.7	10.7	5.3	16.7	15.6	17.8
50km～75km未満	2		9	6	1	6	5	1	2	32
	25.0		18.8	28.6	16.7	21.4	26.3	16.7	6.3	17.8
75km～100km未満		3	7		1	2	3	1	5	22
		25.0	14.6		16.7	7.1	15.8	16.7	15.6	12.2
100km～125km未満		1			2	6	2		6	17
		8.3			33.3	21.4	10.5		18.8	9.4
125km～150km未満	1	1	2	1		1	4		2	12
	12.5	8.3	4.2	4.8		3.6	21.1		6.3	6.7
150km～175km未満			5				2	1	1	9
			10.4				10.5	16.7	3.1	5.0
175km～200km未満	1	1	3			2	2		1	10
	12.5	8.3	6.3			7.1	10.5		3.1	5.6
200km～	1	4	5	2		3		1	6	22
	12.5	33.3	10.4	9.5		10.7		16.7	18.8	12.2
不明・無回答		1	4	4	1	3		1	3	17
		8.3	8.3	19.0	16.7	10.7		16.7	9.4	9.4
計	8	12	48	21	6	28	19	6	32	180
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

表108 片道平均所要時間

〈事業所数・下段は％〉

平均所要時間	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
～30分			2 4.2	1 4.8				1 16.7		4 2.2
31～60分	3 37.5	2 16.7	14 29.2	5 23.8	2 33.3	9 32.1	5 26.3	1 16.7	8 25.0	49 27.2
61～90分	3 37.5	4 33.3	27 56.3	11 52.4	4 66.7	15 53.6	11 57.9	2 33.3	10 31.3	87 48.3
91～120分	1 12.5	3 25.0	3 6.3	2 9.5		2 7.1	3 15.8	1 16.7	7 21.9	22 12.2
121分～						1 3.6		1 16.7		2 1.1
不明・無回答	1 12.5	3 25.0	2 4.2	2 9.5		1 3.6		1 16.7	6 18.8	16 8.9
計	8 100	12 100	48 100	21 100	6 100	28 100	19 100	6 100	32 100	180 100

表107地域による走行距離のばらつきがみられるが、「1日の走行キロ数」では、25km～100km未満が47.8%（24年度47.5%）と約半数を占める。北海道、東北、中国、四国、九州に走行距離が長い事業所が多いなど地域によっては広範囲の送迎をしていることがわかる。

表108「片道平均所要時間」にも同様の実態がみられるが、「61分～120分」で区切ると全体のほぼ半数以上が該当する。所要時間は地域的な差はさほど大きくないが、走行距離・所要時間を合わせてみると大都市圏では所要時間の割に走行距離は短く、地方は走行距離が長い傾向がうかがえる。片道2時間近い運行時間を子どもの体力や低年齢化の中でどのように考えるか課題である。身近なところで支援を受ける家族支援の視点から考えると矛盾点でもある。

表109 運転者の状況

〈人〉

内訳	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	％
専任運転手	19	19	43	18	3	41	18	5	42	208	39.2
職員の兼務	28	17	30	5	0	7	23	3	49	162	30.5
嘱託運転手	7	4	51	17	16	14	3	20	29	161	30.3
計	54	40	124	40	19	62	44	28	120	531	100

表110 1台あたりの添乗者数

〈事業所数・下段は%〉

添乗者の人数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
1人	3 37.5	9 81.8	17 37.8	10 47.6	1 16.7	7 25.9	14 73.7	3 50.0	11 39.3	75 43.9
2人	3 37.5	2 18.2	20 44.4	7 33.3	3 50	12 44.4	4 21.1	2 33.3	10 35.7	63 36.8
3人			2 4.4	2 9.5		1 3.7				5 2.9
不明・無回答	2 25.0		6 13.3	2 9.5	2 33.3	7 25.9	1 5.3	1 16.7	7 25.0	28 16.4
添乗ありの 事業所実数	8 100	11 100	45 100	21 100	6 100	27 100	19 100	6 100	28 100	171 100

表109「運転者の状況」をみると、「専任」が39.2%（24年度41.7%）「嘱託」が30.3%（24年度35.3%）となっている。専任や嘱託の減少は、職員の兼務の増加を意味している。運営上の問題もあるが、職員の過労に繋がらないよう、健康管理や安全性も考えなくてはならない。

表110「1台あたりの添乗者数」は、「1人」が43.9%（24年度42.6%）「2人」は36.8%となっており、添乗職員数はほぼ定着していると思われる。さまざまな行動特徴のある子どもたちへの対応を1～2人の体制で行う添乗は神経を使う業務であることも認識しなければならない。

表111 通園バスの利用状況

〈人数・下段は%〉

利用状況	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
通園バスで通園している	238 74.4	316 65.2	1,651 66.7	659 69.2	154 68.8	968 61.0	550 68.3	178 67.4	1,104 65.3	5,818 66.1
自家用車で通園している	16 5.0	110 22.7	481 19.4	167 17.5	30 13.4	168 10.6	245 30.4	42 15.9	407 24.1	1,666 18.9
公共交通機関で通園している			90 3.6	3 0.3		25 1.6			28 1.7	146 1.7
徒歩或いは自転車で通園している	10 3.1		173 7.0	8 0.8	1 0.4	53 3.3	10 1.2		17 1.0	272 3.1
その他		1 0.2	3 0.1	15 1.6		7 0.4			1 0.1	27 0.3
不明・無回答	56 17.5	58 12.0	76 3.1	101 10.6	39 17.4	367 23.1		44 16.7	133 7.9	874 9.9
計	320 100	485 100	2,474 100	953 100	224 100	1,588 100	805 100	264 100	1,690 100	8,803 100

表111「通園バスの利用状況」では、「通園バスで通園している」割合が66.1%（24年度68.5%）と最も多いが、「自家用車で通園している」も18.9%（24年度19.5%）となっている。自家用車通園は減少しているが、公共機関1.7%や徒歩或いは自転車で通園3.1%（24年度2.7%）など、より身近な通園傾向となっていることを期待したい。

XI 給食の状況

1. 給食の状況

表112 給食の状況

〈事業所数＝延べ〉

給食の状況	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
園内の給食室で作っている	7 87.5	12 92.3	44 91.7	22 91.7	6 100	28 90.3	16 84.2	5 83.3	30 90.9	170 90.4
委託方式を導入している	1 12.5	2 15.4	5 10.4	2 8.3		4 12.9	2 10.5	2 33.3	3 9.1	21 11.2
給食提供はしていない										0 0
その他			2 4.2	1 4.2			1 5.3			4 2.1
不明・無回答					1 16.7					1 0.5
実施事業所数	8 100	13 100	48 100	24 100	6 100	31 100	19 100	6 100	33 100	188 100

表113 外部委託の状況

〈事業所数＝延べ〉

委託の状況	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
全て外部委託	1 100	1 50.0	4 80.0	1 50.0		2 50.0	2 100	1 50.0	2 66.7	14 66.7
加熱程度はできる				1 50.0						1 4.8
その他		1 50.0				1 25.0				2 9.5
不明・無回答			1 20.0			1 25.0		1 50.0	1 33.3	4 19.0
計	1 100	2 100	5 100	2 100		4 100	2 100	2 100	3 100	21 100

表112「給食の状況」をみると「園内の給食室で作っている」が170事業所・90.4%（24年度87.8%）「委託方式を導入している」が21事業所・11.2%（23年度9.1%）と大きな変化はみられない。給食提供をしていない事業所はないが、その他に4事業所、無回答が1事業所あった。

表113「外部委託の状況」は、外部委託21事業所のうち、すべて外部委託は14事業所・66.7%、加熱程度はできるが1事業所・4.8%であった。

表114 特別食の状況

〈事業所数＝延べ〉

実施内容	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
障害に合わせてきざみ・流動食などを行っている	7 87.5	12 92.3	38 79.2	21 87.5	6 100	24 77.4	17 89.5	6 100	26 78.8	157 83.5
偏食に対応して別メニューや特別に温めるなどの対応をしている	5 62.5	8 61.5	26 54.2	15 62.5	5 83.3	19 61.3	16 84.2	5 83.3	24 72.7	123 65.4
行事食を提供している	8 100	11 84.6	36 75.0	17 70.8	5 83.3	21 67.7	16 84.2	4 66.7	26 78.8	144 76.6
子どもが選択できるように何種類かメニューがある	1 12.5	2 15.4	4 8.3	1 4.2	1 16.7	1 3.2	1 5.3	3 50.0	2 6.1	16 8.5
アレルギー食の対応をしている	7 87.5	10 76.9	37 77.1	17 70.8	6 100	25 80.6	16 84.2	4 66.7	28 84.8	150 79.8
おやつを提供をしている	5 62.5	5 38.5	22 45.8	18 75.0	5 83.3	20 64.5	14 73.7	6 100	14 42.4	109 58.0
経管栄養を行っている	2 25.0	5 38.5	6 12.5	4 16.7	1 16.7	8 25.8	6 31.6	1 16.7	1 3.0	34 18.1
その他			3 6.3				1 5.3	1 16.7		5 2.7
実施事業所数	8 100	13 100	48 100	24 100	6 100	31 100	19 100	6 100	33 100	188 100

表114「特別食の状況」では、「障害に合わせてきざみ・流動食などを行っている」が157事業所・83.5%，以下「アレルギー食の対応をしている」が150事業所・79.8%，「行事食を提供している」が144事業所・76.6%となっている。また「経管栄養を行っている」が34事業所・18.1%あったが、どの項目も24年度とほぼ変わらない状況である。

表115 アレルギー食の対象児人数

〈事業所数＝延べ〉

対象児人数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
1人	3 42.9	2 20.0	10 27.0	4 23.5	2 33.3	4 16.0	2 12.5	1 25.0	2 7.1	30 20.0
2人	1 14.3	2 20.0	5 13.5	5 29.4		1 4.0	3 18.8		3 10.7	20 13.3
3人	2 28.6		3 8.1	1 5.9	2 33.3	2 8.0	2 12.5	1 25.0	7 25.0	20 13.3
4人		2 20.0	2 5.4			5 20.0	1 6.3		2 7.1	12 8.0
5人	1 14.3		5 13.5	4 23.5		1 4.0			2 7.1	13 8.7
6人					1 16.7	3 12.0	1 6.3	1 25.0	2 7.1	8 5.3
7人以上			4 10.8	2 11.8		3 12.0	1 6.3	1 25.0	2 7.1	13 8.7
不明・無回答		4 40.0	8 21.6	1 5.9	1 16.7	6 24.0	6 37.5		8 28.6	34 22.7
アレルギー食対応事業所実数	7 100	10 100	37 100	17 100	6 100	25 100	16 100	4 100	28 100	150 100

表115「アレルギー食の対象児人数」は、1人が30事業所・20.0%，2人が20事業所・13.3%，3人が20事業所13.3%，4人以上対応している事業所も2割以上あり、全国で150事業所がアレルギー食に対応している。

表116 アレルギー食対応施設におけるエピペン常備状況

〈事業所数＝延べ〉

常備の状況	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
エピペンを常備している			3 8.1	3 17.6	1 16.7	3 12.0	1 6.3			11 7.3
エピペンを常備していない	4 57.1	7 70.0	29 78.4	13 76.5	5 83.3	14 56.0	9 56.3	1 25.0	21 75.0	103 68.7
不明・無回答	3 42.9	3 30.0	5 13.5	1 5.9		8 32.0	6 37.5	3 75.0	7 25.0	36 24.0
アレルギー食対応事業所実数	7 100	10 100	37 100	17 100	6 100	25 100	16 100	4 100	28 100	150 100

表117 エピペン使用対象児数

〈事業所数＝延べ〉

対象児人数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
1人			2 66.7	2 66.7	1 100	2 66.7	1 100			8 72.7
不明・無回答			1 33.3	1 33.3		1 33.3				3 27.3
エピペン常備事業所実数			3 100	3 100	1 100	3 100	1 100			11 100

表116「アレルギー食対応事業所におけるエピペンの常備状況」は、150事業所中エピペン常備が11事業所、常備なしは103事業所であった。重篤な場合への対応など、事業所内での周知も含め、個々の児童に合わせたきめ細やかな対応が求められている。

表117「エピペン使用対象児数」については、全国8事業所で関東、東海、北陸、近畿、中国にあわせて8名となっている。

表118 経管栄養の対象児数

〈事業所数＝延べ〉

対象児人数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
1人	1 50.0	2 40.0	1 16.7	1 25.0		3 37.5	5 83.3			13 38.2
2人		1 20.0		1 25.0	1 100	3 37.5	1 16.7		1 100	8 23.5
3人			3 50.0							3 8.8
4人			1 16.7					1 100		2 5.9
5人以上		1 20.0	1 16.7	1 25.0						3 8.8
不明・無回答	1 50.0	1 20.0		1 25.0		2 25.0				5 14.7
経管栄養対応事業所数	2 100	5 100	6 100	4 100	1 100	8 100	6 100	1 100	1 100	34 100

表118「経管栄養の対象児数」については、全国34事業所中1人の事業所が13事業所で、5人以上受け入れている地域は東北、関東、東海であった。

表119 提供場面

〈事業所数＝延べ〉

提供場面の状況	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
クラスごとに食べている	7 87.5	10 76.9	45 93.8	23 95.8	5 83.3	27 87.1	18 94.7	6 100	26 78.8	167 88.8
園全体で食べている	3 37.5	3 23.1	5 10.4	3 12.5	1 16.7	4 12.9	1 5.3		6 18.2	26 13.8
障害の状況やグループによって食べている	1 12.5	1 7.7	3 6.3	1 4.2		3 9.7	2 10.5			11 5.9
子どもの状況によっては1対1で対応している	3 37.5	2 15.4	23 47.9	8 33.3	2 33.3	7 22.6	11 57.9	3 50.0	10 30.3	69 36.7
実施事業所計	8 100	13 100	48 100	24 100	6 100	31 100	19 100	6 100	33 100	188 100

表119「提供場面」では、「クラスごとに食べている」が167事業所・88.8%（24年度166事業所・84.3%）、「園全体で食べている」が26事業所・13.8%（24年度32事業所・10.2%）、「障害の状況やグループによって食べている」11事業所・5.9%「子どもの状況によっては1対1で対応している」が69事業所・36.7%（24年度85事業所・43.1%）あり、子どもの状況や障害の状況に合わせて対応している様子がうかがえる。

表120 1対1で対応している子どもの数

〈事業所数・下段は%〉

子どもの人数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
1～2人			5 21.7	2 25.0		1 14.3	3 27.3	1 33.3	2 20.0	14 20.3
3～4人	1 33.3	1 50.0	5 21.7	3 37.5		1 14.3	2 18.2		5 50.0	18 26.1
5～6人			1 4.3		1 50.0	1 14.3	2 18.2			5 7.2
7人以上	2 66.7	1 50.0	6 26.1	1 12.5	1 50.0	3 42.9	2 18.2	1 33.3	1 10.0	18 26.1
不明・無回答			6 26.1	2 25.0		1 14.3	2 18.2	1 33.3	2 20.0	14 20.3
1対1で対応している事業所数	3 100	2 100	23 100	8 100	2 100	7 100	11 100	3 100	10 100	69 100

表120「1対1で対応している子どもの数」をみると、「1～2人」が14事業所・20.3%、「3～4人」が18事業所・26.1%となっている。「7人以上」が18事業所・26.1%で、個別で対応する子どもが児童発達支援センターを利用している様子がうかがえる。今後は細かな対応が必要な子どもが増えてくることも予測され、現在の職員配置では対応が難しいと思われる。なお、個別対応が必要な事業所は全国にみられる。

XII その他

1. ボランティア

表121 ボランティア参加の有無

〈事業所数・下段は％〉

ボランティア参加の有無	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
参加している	7 87.5	11 84.6	43 89.6	21 87.5	4 66.7	21 67.7	17 89.5	6 100	30 90.9	160 85.1
参加していない	1 12.5	2 15.4	5 10.4	3 12.5	2 33.3	10 32.3	2 10.5		2 6.1	27 14.4
不明・無回答									1 3.0	1 0.5
計	8 100	13 100	48 100	24 100	6 100	31 100	19 100	6 100	33 100	188 100

表122 ボランティアの参加状況

〈事業所数・下段は％〉

参加状況	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
日常的に参加している	3 42.9	5 45.5	26 60.5	14 66.7	3 75.0	9 42.9	11 64.7	2 33.3	14 46.7	87 54.4
行事などで参加している	4 57.1	6 54.5	14 32.6	7 33.3	1 25.0	12 57.1	6 35.3	4 66.7	16 53.3	70 43.8
不明・無回答			3 7.0							3 1.9
計	7 100	11 100	43 100	21 100	4 100	21 100	17 100	6 100	30 100	160 100

表123 導入の実施主体

〈事業所数・下段は％〉

導入の実施主体	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計
事業所から参加をお願いする	3 42.9	3 27.3	18 41.9	7 33.3		5 23.8	8 47.1	3 50.0	15 50.0	62 38.8
ボランティアから参加する	2 28.6	2 18.2	13 30.2	5 23.8	1 25.0	2 9.5	4 23.5	1 16.7	3 10.0	33 20.6
双方から参加している	2 28.6	3 27.3	9 20.9	10 47.6	3 75.0	10 47.6	6 35.3	2 33.3	11 36.7	56 35.0
場合による		3 27.3	9 20.9	3 14.3		4 19.0	4 23.5	1 16.7	3 10.0	27 16.9
不明・無回答	1 14.3	1 9.1	5 11.6			1 4.8				8 5.0
ボランティアに参加している事業所数	7 100	11 100	43 100	21 100	4 100	21 100	17 100	6 100	30 100	160 100

表121「ボランティアの参加の有無」については、「参加している」事業所が160事業所・85.1％（24年度161事業所・81.7％）となっている。

表122「ボランティアの参加状況」をみると、「行事などで参加している」が70事業所・43.8％（24年度73事業所・45.3％）,「日常的に参加している」が87事業所・54.4％（24年度84事業所・52.2％）となっ

ている。児童発達支援センターの最低基準の人員配置では人手が不足するため、日常的にボランティアに頼らざるをえない様子がうかがえる。反面、ボランティアとの交流により理解と啓発、人材育成などには影響が大きいことも考えられる。さまざまな人がかかわることに関しては幼児・児童にもたらす影響を検証する必要がある。

表123「導入の実施主体」については、「双方より参加している」が160事業所中56事業所・35.0%、「事業所から参加をお願いしている」が62事業所・38.8%、「ボランティアから参加している」が33事業所・20.6%であった。

平成25年度 全国児童発達支援センター実態調査票

※ 平成25年10月1日現在でご回答下さい
※ 該当するものの□にレ点をご記入頂き、空欄部分をご記入下さい。
※ 児童発達支援センターについてのみ、ご回答下さい。

記入責任者

I 事業所の状況

1. 事業所名

TEL

2. 所在地

都道府県

3. 設置主体

☐①都道府県立☐②市町村立☐③民間立☐④その他（

4. 経営主体

☐①公営☐②社会福祉事業団☐③社会福祉法人（社会福祉事業団を除く）
☐④NPO 法人☐⑤株式会社等☐⑥その他（

5. 設置年月

昭和・平成

年（西暦

年）

月

6. 児童発達支援センターの種別

☐①福祉型 児童発達支援センター単独型☐②福祉型 児童発達支援センター多機能型
☐③医療型 児童発達支援センター単独型☐④医療型 児童発達支援センター多機能型
☐⑤その他（

7. 児童発達支援センターでの実施事業（指定を受けている事業）

☐①児童発達支援事業（旧児童デイ）☐②重症児の児童発達支援事業（利用定員 名）
☐③放課後等デイサービス事業（利用定員 名）☐④保育所等訪問支援事業
☐⑤障害児相談支援事業☐⑥特定相談支援事業☐⑦一般相談支援事業
☐⑧短期入所事業☐⑨日中一時支援事業☐⑩移動支援☐⑪居宅支援事業
☐⑫障害児等療育支援事業☐⑬その他（☐⑭その他（
※児童発達支援センターで実施する児童発達支援事業については、レ点の記入は不要です。

8. 定員等（1）指定定員

（2）在籍児数 = ☐うち利用契約児童数 ☐ + 措置児童数 ☐

※指定定員は、単独型、多機能型を問わず、児童発達支援センターの指定定員をご記入下さい。
※在籍児数は、児童発達支援事業（旧児童デイ）、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業の利用契約児童数（措置児童数も含む）を除いた数をご記入下さい。

9. 平成25年度の開園日数、利用契約児童数及び措置児童数並びに延べ利用人数等（開園日数と延べ利用人数は月末締め）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
開園日数												
利用契約児童数							○					
措置児童数							●					
延べ利用予定数												
延べ利用人数												

※延べ利用予定数は開園日数×指定定員です。延べ利用人数とは、当該月における開園日に実際に利用した児童（措置児童も含む）の合計数です。
※記号部分（○●）については、I－8の同記号部分と数が合うようにして下さい。

10. 利用契約者の利用形態について（平成25年10月1日現在）

※人数の合計数は、I－8（2）の在籍児数◎と一致するようにして下さい。

	週6日以上	週5日	週4日	週3日	週2日	週1日	週1日未満	合計
人数	人	人	人	人	人	人	人	◎ 人

1 1. 事業所の主要室の有無について ※該当するもの全ての□にレ点をご記入下さい。

※①③⑤⑦～⑫は旧知的通園施設、⑬～⑮は旧難聴幼児通園施設、⑮⑯は旧肢体不自由児通園施設の設置基準の各項目です

- ①指導室（保育室）（1人当たりの床面積2.47㎡以上） □②指導室（保育室）（床面積の要件は適用しない）
 □③遊戯室（1人当たり1.65㎡以上） □④遊戯室（床面積の要件は適用しない）
 □⑤屋外遊戯室（運動場：同一敷地内） □⑥屋外遊戯室（運動場：センター付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所）
 □⑦医務室（独立したもの） □⑧静養室 □⑨相談室
 □⑩調理室 □⑪浴室又はシャワー室 □⑫子供用便所
 □⑬観察室 □⑭聴力検査室 □⑮訓練室
 □⑯診察室 □⑰その他（ ）

1 2. 平成25年度（平成25年4月1日～26年3月31日）に行った未契約児童を対象とした事業について

（1）実施の有無 □①実施した □②実施していない

（2）事業の内容 ※該当するもの全てについてご回答ください。

*「担当職員」の欄は該当するものに○をつけてください	A. これらの事業のために担当職員を雇用している B. 特に雇用していないが専任担当職員を置いている C. 専任者を置かず、内部のやりくりで事業を実施している
----------------------------	---



事業内容	実施回数 (年間)	対象実人員 (年間)	担当職員 (いずれかに○)	財 源	
				公 費 補 助	利用者 負 担
①在宅児訪問指導等	回	人	A B C	□①あり □②なし	□①有料 □②無料
②療育相談・発達診断等	回	人	A B C	□①あり □②なし	□①有料 □②無料
③園内に療育グループ (集団での療育)の開設等	回	人	A B C	□①あり □②なし	□①有料 □②無料
④保育所、幼稚園等への 指導援助	回	人	A B C	□①あり □②なし	□①有料 □②無料
⑤地域療育グループ・健診後の フォロー教室等への指導援助	回	人	A B C	□①あり □②なし	□①有料 □②無料
⑥肢体不自由児等の訓練事業	回	人	A B C	□①あり □②なし	□①有料 □②無料
⑦その他 ()	回	人	A B C	□①あり □②なし	□①有料 □②無料

1 3. 所在するエリア内の障害児の処遇を協議する組織について

（1）協議会もしくは委員会のような組織の有無 □①有 □②無

（2）組織の性格 □①公的機関として位置づけ □②全くの私的機関 □③非公式ではあるが公的機関も参加

（3）名称（ ）※地域自立支援協議会の場合は専門部会名

（4）設置年月 昭和・平成 年（西暦 年） 月

（5）構成員 ※該当するもの全ての□にレ点をご記入下さい。

- ①児童発達支援センター・児童発達支援事業所等 □②児童相談所等 □③保健所 □④福祉事務所
 □⑤市区町村（福祉課、保健課等） □⑥教育委員会 □⑦医療機関（病院、医院、医師）
 □⑧幼稚園・保育所等 □⑨学校（特別支援学校含む） □⑩親の会、障害者の当事者団体
 □⑪その他（ ）

1 4. 併行通園の状況（平成 25 年 10 月 1 日現在の在籍児）

(1) 保育所在籍児童の通園	☐ ①有		名	☐ ②無
(2) 幼稚園在籍児童の通園	☐ ①有		名	☐ ②無
(3) 認定こども園在籍児童の通園	☐ ①有		名	☐ ②無
(4) 児童発達支援事業所利用児童の通園	☐ ①有		名	☐ ②無
(5) 病院・医療機関入院児童の通園	☐ ①有		名	☐ ②無
(6) 他の児童発達支援センターの通園	☐ ①有		名	☐ ②無
(7) その他機関（	）	在籍児童の通園	☐ ①有	名 ☐ ②無

1 5. 加算の状況について（平成 25 年 10 月 1 日～10 月 31 日の状況）

※貴センターで取得している加算について、□にレ点をご記入下さい。

☐ ①児童発達支援管理責任者専任加算	☐ ②福祉専門職員配置等加算	☐ ③指導員加配加算
☐ ④栄養士配置加算	☐ ⑤福祉・介護職員処遇改善加算	☐ ⑥人工内耳装用児支援加算
☐ ⑦家庭連携加算	☐ ⑧訪問支援特別加算	☐ ⑨食事提供加算
☐ ⑩利用者負担上限額管理加算	☐ ⑪欠席時対応加算	☐ ⑫医療連携体制加算
☐ ⑬特別支援加算	☐ ⑭延長支援加算	☐ ⑮送迎加算

1 6. 平成 25 年度の減算の状況について

※貴センターで減算された全ての項目について、□にレ点をご記入下さい。

☐ ①開所時間減算	☐ ②利用者の数が利用定員を超える場合	☐ ③通所支援計画が作成されない場合
☐ ④指導員又は保育士の員数が経過措置の基準で少年に支援した場合		
☐ ⑤指導員又は保育士の員数が基準に満たない場合		

1 7. 障害児利用計画作成状況について（平成 26 年 3 月 1 日現在 貴センターでの通所支援を利用している契約児童について）

☐ ①障害児相談支援事業所で作成されている	（	人）
☐ ②セルフプランで作成されている	（	人）
☐ ③未だ作成されていない	（	人）

Ⅱ 児童の状況

1. 在籍児の年齢区分（平成 25 年 10 月 1 日現在の在籍児の平成 25 年 4 月 1 日時点での年齢区分）

※人数の合計数は、Ⅰ－8（2）の在籍児数◎に一致すること。

年 齢	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳(就学前)	小学生	中学生	高校生	合 計
人 数											◎
併行通園児	内 名	内 名	内 名	内 名	内 名	内 名	内 名	内 名	内 名	内 名	内 名

2. 在籍児の在園期間別構成（平成 25 年 10 月 1 日現在） ※計はⅠ－8（2）の在籍児数◎に一致すること。

期 間	6 ヶ月未満	6 ヶ月～1 年未満	1 年～2 年未満	2 年～3 年未満	3 年以上	計
人 数						◎

3. 平成 25 年度月別入退園児数（平成 25 年 4 月 1 日～26 年 3 月 31 日）

年 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
入 園													☆
退 園													◇

4. 平成 25 年度（平成 25 年 4 月 1 日～26 年 3 月 31 日）新入園児の入園時点での年齢構成

※計はⅡ－3 の入園の計☆に一致すること。

年 齢	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳		7～15 歳	16～18 歳	計
							就学前	就 学			
人 数											☆

5. 在籍児の入園前の状況について（平成25年10月1日現在）

※主とする該当について1人につき1項目をご回答下さい。

※人数の合計数は、Ⅰ－8（2）の在籍児数◎に一致すること。

①在宅のままで、特に指導を受けていなかった	人
②児童相談所で継続的な指導を受けていた	人
③保健所で継続的な指導を受けていた	人
④医療機関（病院等）で継続的な指導を受けていた	人
⑤放課後等デイ等で継続的な指導を受けていた	人
⑥現在の「センター」で継続的な指導を受けていた（未契約）	人
⑦他の「センター」で継続的な指導を受けていた（契約、未契約）	人
⑧保育所、幼稚園等に通っていた	人
⑨学校に通っていた	人
⑩他の児童福祉施設に措置されていた	人
⑪その他（ ）	人
計	◎ 人

6. 平成25年度（平成25年4月1日～26年3月31日）に退園（契約解除）した児童の状況

（1）退園理由（主たる理由となる欄に記入して下さい） ※計はⅡ－3の退園の計◇に一致すること。

年 齢	A. 就学	B. 就園	C. 他施設へ	D. 長期入院	E. 在宅	F. 死亡	G. その他	計
人 数	(A)	(B)	(C)					◇

内訳を（2）に記入して下さい。

（2）退園（契約解除）後の進路先内訳

A. 就学

区 分	小学部・小学校	中学部・中学校	高等部	合計 (A)
①特別支援学校	人	人	人	
②特別支援学級	人	人	人	
③通常学級	人	人	人	人

B. 就園

区 分	人 数
①保育所	人
②幼稚園	人
③認定こども園	人
④特別支援学校幼稚部	人
合計 (B)	人

C. 他施設へ

区 分	人 数
①他の児童発達支援センター等	人
②入所型施設	人
③通所型施設	人
合計 (C)	人

※A、B、Cそれぞれの合計は（1）のそれぞれのA、B、C.と一致すること。

7. 療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持状況について

（1）療育手帳・身体障害者手帳の所持状況について

※平成25年10月1日現在の利用契約児童（措置児童も含む）についてご記入下さい。

※「人数の合計数」：◎は、Ⅰ－8（2）在籍児数◎と一致すること。

①療育手帳所持児童数

程度区分	A（最重・重度）	B（中度・軽度）	未所持	不 明	合 計
人 数					◎

②身体障害者手帳所持児童数 ※一種、二種にかかわらずその等級でご記入下さい。

程度区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	未所持	不明	合 計
人 数									◎

③精神障害者保健福祉手帳所持児童数

程度区分	1 級	2 級	3 級	未所持	不明	合 計
人 数						◎

8. 利用契約児童（措置児童も含む）の障害状況および合併症について

※平成25年10月1日現在の利用契約児童（措置児童も含む）についてご記入下さい。

※「主たる障害」は1人1障害として記入してください。「主たる障害」の合計数は1－8(2)在籍児数◎と一致のこと

※「発達障害」には、知的障害を伴わない（IQが概ね70以上）「広汎性発達障害（自閉症スペクトラム）、注意欠陥／多動性障害、学習障害」の子ども的人数を記入してください。知的障害を伴う発達障害は「知的障害」の欄に記入してください。

※重症心身障害については、右記の「大島分類」を参照して下さい。IQに関しては、厳密な数値と捉えず、参考程度にして頂いて構いません。なお、児童の年齢が運動機能獲得月齢に達していないときは、その障害像より予測して下さい。

※重症心身障害には、重度の知的障害と重度の肢体不自由が含まれますので、重複選択に注意してください。

※※右表の1, 2, 3, 4の範囲に入るものを重症心身障害とします。

21	22	23	24	25	(IQ)
20	13	14	15	16	80
19	12	7	8	9	70
18	11	6	3	4	50
17	10	5	2	1	35
					20
					0

走れる 歩ける 歩行障害 座れる 寝たきり

(1) 主たる障害について

(人)

主たる障害	①知的障害	②発達障害	③肢体不自由	④聴覚障害	⑤重症心身障害	⑥難病	⑦その他	合計
								◎

(2) 合併症について

※下記の項目に当てはまるものについてご記入下さい。

※平成25年10月1日現在の在籍児（措置児も含む）についてご記入下さい。

※合併症については児童の状況で異なりますので、複数計上可能です。

内部障害 （医療的ケア）	①循環器系（心疾患など）		人
	呼吸器系	②人工呼吸器（口鼻マスクによる人工呼吸含む）	人
		③気管切開	人
		④鼻咽頭エアウェイ	人
		⑤ネブライザー使用	人
		⑥酸素使用	人
		⑦痰などの吸引	人
	消化器系	⑧経管栄養（経鼻・胃ろう・腸ろう）	人
		⑨誤嚥が多い	人
	⑩泌尿器系（導尿など）		人
⑪中心静脈栄養		人	
てんかん	①発作があり緊急対応など生活に支障あり		人
	②発作はあるが生活におおむね支障なし		人
	③発作はない		人
視覚障害（眼鏡等での 矯正可能を除く）	①斜視・弱視等		人
	②光覚のみ・盲等		人
聴覚障害	補聴器等装用		人
合計（延べ）			人
＊重複・合併障害を持つ児童の実数			人

(3) 8－(2)の表中の聴覚障害の児童について

※平成25年10月1日現在の在籍児（措置児も含む）についてご記入下さい。

①新生児聴覚スクリーニングで発見された聴覚障害児数

②人工内耳を使用している聴覚障害児数

③聴覚障害児のうち視覚障害を伴う子どもの数

④聴力検査・補聴器の調整

※該当するもの全てに口印を記入下さい。

☐ i) 施設で言語聴覚士が行う

☐ ii) 医療機関等

☐ iii) 聴覚特別支援学校

☐ iv) その他（ ）

☐ v) 不明

人
人
人

9. 介助度（平成 25 年 10 月 1 日現在）

※それぞれの計は、1－8（2）の在籍児数◎に一致すること。

	1	2	3	4	5	不 明	計
食 事	自分で食べられないため食べさせてもらう。	手づかみでは食べるがスプーンは使えない。	手づかみやスプーンで食べる。	スプーンやにぎりばしで食べられる。	はしを使って食べられる。	不 明	
人 数	人	人	人	人	人	人	◎ 人
排 泄	オムツを必要とする段階。	大小便とも時間を決めてつれていく。（失敗があってもよい）	大小便とも予告できる。（時に失敗があってもよい）	大小便ともほぼ自立するが、後処理不完全。	大小便とも自立。	不 明	
人 数	人	人	人	人	人	人	◎ 人
着 脱 衣	すべて介助が必要。（協力動作なし）	介助すれば協力しようとする。	かんたんなものは自分で脱げる。	着脱はほぼできるが、ボタンかけ等は困難。	着脱ができ、ボタンかけ等も自分でできる。	不 明	
人 数	人	人	人	人	人	人	◎ 人
移 動	自力移動殆ど不能。寝たきりの状態。	なんらかの自力移動可能。	独歩不能なるもつたい歩き可。（手をつなげば歩ける）	独歩可能なるも危なっかしい。	歩行可能又は不自由さはあるが皆と同様に歩ける。	不 明	
人 数	人	人	人	人	人	人	◎ 人
言 語	話せないし、相手の言うこともわからない。	話すことはできないが相手の言うことはわかる。	身振りや声で表現し伝えようとする。	単語程度で意思交換可能。	大体のことは言葉で通じあえる。	不 明	
人 数	人	人	人	人	人	人	◎ 人
自己統制	全く指示の理解もできず、従えない。危険もわからない。	ある程度危険を避けられるが目を離すと不安なことが多い。	くりかえし指示を与えれば何とか従える。	ほぼ、指示や説明を理解し行動できる。	自発性もありごく日常的な生活には対応できる。	不 明	
人 数	人	人	人	人	人	人	◎ 人
対人物関係	無関心、呼ばれても反応を示さない。	呼ばれれば反応を示す。特定の人や物には一応関心もてる。	人や物に関心をもち、表情や動作にあらわす。	一方的ながら、人や物に対して働きかけ、初歩的な関係がもてる。	友だちの世話をしたり、協力して遊んだりもする。	不 明	
人 数	人	人	人	人	人	人	◎ 人

10. 発達遅滞の原因となる疾患について（平成 25 年 10 月 1 日現在）

※医師の診断に基づいて記入して下さい。

染色体異常	①ダウン症	人	⑨レット症候群	人
	②猫なき症候群	人	⑩筋ジストロフィー（福山型）	人
	③その他の染色体異常	人	⑪その他	人
④コルネリア・デ・ラング症候群	人	*疾患名（原因となるもののみ）を記入してください		人
⑤脳炎・髄膜炎後遺症	人			人
⑥水頭症	人			人
⑦小頭症	人	⑫原因について明確な診断のないもの		人
⑧結節性硬化症	人	合 計		人

Ⅲ 職員及びクラス編成（平成 25 年 10 月 1 日現在）

1. 職員の数と構成について

※人数は、職員 1 名 1 職種として数えて下さい。

※管理者が医師や保育士等の兼務をしている場合は、その職種の人数欄に管理者の人数を加えて記入し、管理者の隣の欄にその職種名をご記入下さい。

※児童発達支援管理責任者については専任か兼任かを□にレ点をご記入下さい。

※通所支援業務にかかる勤務体系については、次の 3 つに分類してください。

(1) 週 30 時間以上 (2) 週 20 時間以上 30 時間未満 (3) その他（週 20 時間未満や特に勤務時間を定めていない職員）

職 種 名		(1)	(2)	(3)	合計数
①管理者	管理者の職種（ ※②～⑪より選択し、該当を上（ ）に記載				
②児童発達支援管理責任者（□専任 □兼任）					
③保育士					
④児童指導員					
⑤指導員					
⑥作業療法士					
⑦言語聴覚士					
⑧理学療法士					
⑨医師					
⑩看護師・保健師					
⑪心理士					
⑫ケースワーカー・相談員					
⑬栄養士					
⑭調理員					
⑮送迎運転手					
⑯事務員					
⑰その他職種（ 合 計					

2. 児童と直接処遇職員の比率（平成 25 年 10 月 1 日現在）

※直接処遇職員とは児童指導員・指導員・保育士・各種療法士をさし、非常勤の場合は常勤換算をして下さい。但し、それらの職種でも外来療育や巡回療育相談等利用契約児童（措置児童も含む）以外を対象とした業務に専従している職員は除く。

※小数点以下第 1 位まで求めて下さい。

(1) 利用定員との比率 利用定員 [] ÷ 直接処遇職員数 [] = []

(2) 在籍児数との比率 在籍児数 [] ÷ 直接処遇職員数 [] = []

3. クラス編成の状況（平成 25 年 10 月 1 日現在）

(1) クラス編成を □①している □②特にしていない

(2) クラス編成をしている場合の考え方 ※該当するもの全ての□にレ点をつけて下さい。

□①年齢 □②発達段階 □③入園年次
□④障害 □⑤その他（ ） □⑥特にない

(3) クラス編成をしている場合、1 クラスの子どもの人数

人数	5 人以下	6 ～ 8 人	9 ～ 12 人	13 人以上	計
クラス数					クラス

(4) 1 クラスの担任職員数

担任職員数	1 人担任	2 人担任	3 ～ 4 人担任	その他（ ）	計
クラス数					クラス

(5) 1日の指導時間（送迎時間・延長支援加算の時間を除く）

※児童の合計数は、Ⅰ－8(2)在籍児数◎と一致すること。

指導時間	2 時間未満	～3 時間未満	～4 時間未満	～5 時間未満	～6 時間未満	6 時間以上	その他 ()	計
クラス数								クラス
児童数								◎ 人

(6) 登園形態 ☐①全員一律毎日登園 ☐②年齢や障害により登園日を指定

(7) 指導形態 ☐①全クラス同一時間帯 ☐②クラスによって異なる時間帯
☐③年齢や発達段階により異なる時間帯

Ⅳ 家族支援・地域生活支援の状況（平成 25 年 10 月 1 日現在）

1. 保護者支援・情報提供などについて

(1) 保護者支援・情報提供などを実施

- ☐①実施している ⇒ (2)～(4)に回答のこと
☐②実施していない ⇒ 設問Ⅳ－2 以下へ

(2) 保護者支援等の形態 ※該当するもの全ての□にレ点をご記入下さい。

- ☐①講演会・学習会などの開催 ☐②懇談等を通じた研修
☐③親子通園によるペアレントトレーニング等の実施 ☐④保護者同士の交流会の実施
☐⑤個別的訓練の実施や指導方法の学習会等の開催
☐⑥個別にカウンセリング等の時間を持つ
☐⑦その他 ()

(3) 保護者支援等の実施目的 ※該当するもの全ての□にレ点をご記入下さい。

- ☐①子どもの成長発達の理解の一貫として ☐②園と家庭の一貫した療育による効果
☐③親同士の交流 ☐④良好な親子関係の育成 ☐⑤育児不安の軽減
☐⑥介助の手伝い ☐⑦医療的ケアの実施を家族に委ねる
☐⑧虐待の予防 ☐⑨その他 ()

(4) 短期入所事業について

- ☐①単独で実施している ☐②法人で実施している ☐③実施していない

2. 地域生活支援について

(1) 市町村地域生活支援事業について ※該当するもの全ての□にレ点をつけて下さい

- ☐①日中一時支援事業を実施している
☐②移動支援事業を実施している
☐③地域活動支援センター機能強化事業を実施している
☐④障害児支援体制整備事業を実施している
☐⑤その他 () を実施している

(2) その他の具体的な支援策について ※該当するもの全ての□にレ点をご記入下さい。

- ☐①他の支援事業者を紹介している
☐②有料で送迎バスのコースや乗降場所や乗降時間に配慮をしている
☐③無料で送迎バスのコースや乗降場所や乗降時間に配慮をしている
☐④有料で休日預かりをしている
☐⑤無料で休日預かりをしている
☐⑥その他 ()

3. 要保護児童について（平成 25 年 10 月 1 日現在）

（1）通所支援児童に社会的養護の必要な（虐待もしくは不適切な養育の可能性のある）児童

☐①いる （ ）人 ※実数で回答してください

その理由 ※該当するもの全ての□にレ点をつけ、人数をご記入下さい。

- ☐ i) 虐待予防（ ）人 ☐ ii) 不適切な養育（ ）人 ☐ iii) 父母の死亡（ ）人
☐ iv) 父母の離婚（ ）人 ☐ v) 父母の長期入院（ ）人
☐ vi) その他（ ）（ ）人

☐②いない ⇒ 設問Ⅳ－4 へ

（2）要保護児童に対する連携機関について ※該当するもの全ての□にレ点をご記入下さい。

- ☐①児童相談所 ☐②子ども家庭支援センター ☐③保健所 ☐④病院
☐⑤相談支援事業所 ☐⑥要保護児童対策地域協議会 ☐⑦福祉課
☐⑧その他（ ） ☐⑨連携している機関はない

（3）具体的な家族支援について ※該当するもの全ての□にレ点をご記入下さい。

- ☐①家庭訪問を行っている ☐②ヘルパー（居宅介護）やショートステイを勧めている
☐③メンタルヘルス支援（カウンセリング）を行っている
☐④送迎バスのコースや乗降場所や乗降時間の配慮をしている
☐⑤休日預かりを行っている ☐⑥他の支援事業者を紹介している
☐⑦その他（ ） ☐⑧家族支援は行っていない

（4）里親の下から通っている児童

- ☐①いる 人数 （ ）人 ☐②いない

4. 関係機関との連携について ※該当するもの全ての□にレ点をご記入下さい。

（1）地域自立支援協議会 ※箇所数もご記入下さい。

- ☐①全体会の構成メンバーとしての参加 箇所
☐②専門部会の構成メンバーとしての参加（子ども、子育て・療育・発達支援関係の部会） 箇所
☐③事務局メンバーとしての参加 箇所
☐④その他（ ） 箇所

（2）要保護児童対策地域協議会

- ☐①全体会の構成メンバー ☐②事務局メンバー
☐③その他（ ）

V 医療的ケアの実施について

1. 実施状況について ※該当するものの□にレ点をご記入下さい

- ☐①実施している ☐②実施していない ⇒ 設問Ⅵへ

2. 実施者について ※該当するものの□にレ点をご記入下さい。

- ☐①他の診療所の看護師が実施し、医療連携体制加算を請求する
☐②自施設の看護師が実施し、医療連携体制加算は請求しない
☐③看護師の指導により介護職員（保育士、児童指導員等）が実施し、医療連携体制加算を請求する
☐④看護師の指導により介護職員（保育士、児童指導員等）が実施するが、医療連携体制加算は請求しない
☐⑤付添い家族が実施する ☐⑥その他（医師等）が実施する

3. 介護職員等のたんの吸引等の研修について ※該当するものの□にレ点をご記入下さい。

（1）特定利用者への吸引などの研修等

- ☐①受けた ☐②まだ受けていない

（2）非特定利用者への吸引などの研修等

- ☐①受けた ☐②まだ受けていない

（3）今後受ける予定

- ☐①ある ☐②ない

Ⅵ 児童発達支援センターでの放課後等デイサービス事業について

※貴センターで実施する場合のみご回答ください。同一法人であっても別事業所として実施する場合には「④実施していない」を選択してください。

1. 実施時期について ※該当するものの□にレ点をご記入下さい。

- ☐①平成 24 年 4 月以前より児童デイサービス事業を実施している。
☐②平成 24 年度より実施している。
☐③平成 25 年度より実施している。
☐④実施していない ⇒設問Ⅶへ

2. 定員について ※本事業のみの利用定員をご回答ください。

- ☐①10 名以下 ☐②20 名以下 ☐③21 名以上

3. 職員体制について

- (1) 管理者 ☐①専任 ☐②兼任
 (2) 児童発達支援管理責任者 ☐①専任 ☐②兼任
 (3) 支援員 ☐①専任 (人) ☐②兼任 (人)

4. 利用状況について (平成 25 年 10 月 1 日現在)

(人)

10 月	開所日	利用契約人数					述べ利用人数				
		小学生	中学生	高校生	未学籍	19・20 歳	小学生	中学生	高校生	未学籍	19・20 歳
	平日										
	休日										

5. 週の営業日数について

- ☐①週 7 日 ☐②週 6 日 ☐③週 5 日 ☐④週 4 日 ☐⑤週 3 日 ☐⑥週 2 日 ☐⑦週 1 日
☐⑧不確定 ☐⑨その他 ()

Ⅶ 児童発達支援センターでの保育所等訪問支援について

※貴センターで実施する場合のみご回答ください。同一法人であっても別事業所として実施する場合には「③実施していない」を選択してください。

1. 実施時期について ※該当するものの□にレ点をご記入下さい。

- ☐①平成 24 年度より実施している。
☐②平成 25 年度より実施している。
☐③実施していない ⇒設問Ⅷへ

2. 平成 25 年度の実施状況について

訪問支援先	箇所数	実人数	延べ人数
保育所・幼稚園・認定こども園	カ所	人	人
学校	カ所	人	人
その他 (放課後児童クラブなど)	カ所	人	人
合計	カ所	人	人

3. 職員体制について

- (1) 管理者 ☐①専任 ☐②兼任
 (2) 児童発達支援管理責任者 ☐①専任 ☐②兼任
 (3) 支援訪問員 ☐①専任 (人) ☐②兼任 (人)

Ⅷ 児童発達支援センターでの障害児相談支援について

※貴センターで実施する場合のみご回答ください。同一法人であっても別事業所として実施する場合には「③実施していない」を選択してください。

1. 実施時期について ※該当するものの□にレ点をご記入下さい。

- ☐①平成 24 年度より実施している。
☐②平成 25 年度より実施している。
☐③実施していない。 ⇒設問Ⅸへ

2. 実施状況について

(1) 障害児支援利用計画、サービス等利用計画について ※該当するものの□にレ点をご記入下さい。

①指定を受けている相談支援事業について

- ☐ i) 障害児相談支援 ☐ ii) 特定相談支援
☐ iii) 一般相談支援 → ☐ 地域移行 ☐ 地域定着

②利用計画作成の内容と件数について

(※国保連等での請求事務が整ったものに限りです) ※複数回答可

- ☐ ア) 障害児相談支援 ☐ i) 児童発達支援 (件) ☐ ii) 放課後等デイサービス (件)
☐ iii) 保育所等訪問支援 (件)
☐ イ) 特定相談支援 ☐ i) 短期入所 (件) ☐ ii) 居宅介護 (件)
☐ iii) 移動支援 (件) ☐ iv) 日中一時支援 (件)
☐ v) その他 () (件)
☐ ウ) 一般相談支援 ☐ i) 地域移行 (件) ☐ ii) 地域定着 (件)

3. 職員体制について ※該当するものの□にレ点をご記入下さい。

- (1) 管理者 ☐①専任 ☐②兼任
(2) 相談支援専門員 ☐①専任 (人) ☐②兼任 (人)

Ⅸ 児童発達支援センターでの障害児等療育支援事業（実施主体：都道府県・政令市・中核市）について

平成 18 年 10 月、それまでの障害児（者）地域療育等支援事業の地域生活支援事業（コーディネーター事業）が市町村事業へ移行され、療育支援 3 事業（訪問療育、外来療育、施設支援）が現在の障害児等療育支援事業となりました。

1. 障害児等療育支援事業の実施状況（平成 25 年 4 月現在）※該当するものの□にレ点をご記入下さい。

- ☐①実施している
☐②自治体により別名称に変わったが同様事業を受託している
☐③再委託を受けた内容のみ実施している
☐④本事業は実施していない ⇒ 設問Ⅹへ

2. 平成 25 年度における障害児等療育支援事業の実施状況

⇒事業実績がない場合は、「3. 平成 24 年 4 月児童福祉法改正後の本事業について」へ

(1) 訪問療育・外来療育事業の具体的内容について

※質問項目 ii) iii) 共、合計が i) の合計利用児数と同じになるように記入して下さい。

※訪問療育と外来療育の併用利用児を二重計上しないで下さい。

i) 平成 25 年度障害児等療育支援事業による療育指導の合計利用児数 * 人

ii) 年齢構成について（平成 25 年 4 月 1 日現在） (人)

年齢 構成	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児 (年少)	4 歳児 (年中)	5 歳児 (年長)	小学生	中学生	高校生	合計
人数										*

iii) 所属について（平成 25 年 4 月 1 日現在） (人)

所属	保育所	幼稚園	在宅	放課後等デイ	通園	小学校	中学校	高校	合計
人数									*

- (2) 訪問療育・外来療育事業の役割について ※該当するもの全ての□にレ点をご記入下さい。
- ☐①乳幼児健診の事後支援
 ☐②障害理解への援助とカウンセリング等
☐③専門職種（PT,OT,ST）による各種の療育支援
 ☐④待機児対策
☐⑤発達等に不安を持つ保護者への相談
 ☐⑥その他（ ）
- (3) 支援の実施先について ※該当するもの全ての□にレ点をご記入下さい。
- ☐①保育所・幼稚園・認定こども園
 ☐②学校
 ☐③保健機関・病院
☐④児童発達支援事業
 ☐⑤医療型児童発達支援事業
 ☐⑥放課後等デイサービス事業
☐⑦障害児施設
 ☐⑧その他（ ）

3. 平成 24 年 4 月児童福祉法改正後の本事業について ※該当するものの□にレ点をご記入下さい。

- (1) 制度改正による変更事項
- ☐①変更事項があった
☐②変更事項はなかった⇒ 設問 X へ
- (2) 変更事項があった事業所について、その内容
- ※変更事項のあった事業所のみ回答
- ☐①委託契約の中止
☐②委託契約の件数／委託料金の減額が行われた
☐③委託契約の件数／委託料金の増額が行われた
☐④障害確定や障害受容の猶予期間が定められた
☐⑤保育所等訪問支援事業との在り方について
 具体的に（ ）
☐⑥その他（ ）

X 通園バスの状況（平成 25 年 10 月 1 日現在） ※該当するものの□にレ点をご記入下さい。

1. 通園バスの運行 ☐ (1) 有 ☐ (2) 無
2. 通園バスの所有の有無
- ☐ (1) 通園バスを自己所有し、職員が運転をしている
☐ (2) 通園バスを自己所有し、運転は委託している
☐ (3) 全てを委託している
☐ (4) その他（ ）

3. 通園バスの運行台数および車種

車 種	大型バス	マイクロバス	ワゴン車	その他の車種	計
台 数	台	台	台	台	台

4. 1 日の走行キロ数（複数運行の場合は合計キロ数） [] キロメートル

5. 片道平均所要時間（複数運行の場合は 1 台あたりの平均時間） [] 分

6. 運転者の状況

内 訳	人 数	職種名
① 専任運転手	人	
② 職員の兼務	人	
③ 嘱託運転手	人	

7. 添乗者の状況（運転者を除く）

※運転者のみの場合は無とする。

(1) 添乗者の有無 ☐①有 ☐②無

※保護者は添乗者と数えない。

(2) 添乗者の人数 1 台につき 人

8. 通園バスの利用状況について ※合計数は、I－8（2）の在籍児数◎と一致すること。

(1) 通園バスで通園している	人
(2) 自家用車で通園している	人
(3) 公共交通機関で通園している	人
(4) 徒歩或いは自転車で通園している	人
(5) その他（ ）	人
計	◎ 人

XI 給食の状況

1. 給食の状況 ※該当するものの□にレ点をご記入下さい。

☐ (1) 自園調理をしている（自園に調理室がある）

☐ (2) 外部委託をしている ☐①全て外部委託 ☐②加熱程度の調理はできる ☐③その他（ ）

☐ (3) 給食提供はしていない ⇒ 設問Ⅻへお進み下さい

☐ (4) その他（ ）

2. 特別食の状況 ※該当するものの□にレ点をご記入下さい。

☐ (1) 障害に合わせてきざみ・流動食などを行っている

☐ (2) 偏食に対応して別メニューや特別に温めるなどの対応をしている

☐ (3) 行事食を提供している

☐ (4) 子どもが選択できるように何種類かメニューがある

☐ (5) アレルギー食の対応をしている ⇒ アレルギー食対象児（ ）人

☐①エビペンを常備している ⇒ エビペン使用対象児（ ）人

☐②エビペンは常備していない

☐ (6) おやつを提供をしている

☐ (7) 経管栄養を行っている ⇒ 経管栄養対象児（ ）人

☐ (8) その他（ ）

3. 提供場面状況 ※該当するものの□にレ点をご記入下さい。

☐ (1) クラスごとに食べている

☐ (2) 園全体で食べている（場所 ）

☐ (3) 障害の状況やグループによって食べている

☐ (4) 子どもの状況によっては、マン・ツーマンで対応している ⇒ マン・ツーマン対象児（ ）人

XII その他

1. ボランティアについて ※該当するものの□にレ点をご記入下さい。

ボランティアの参加の有無について

☐①有 ☐②無

①有の場合

☐①日常的に参加している

☐②行事などで参加している

②有の場合の導入の実施主体

☐①事業所から参加をお願いする

☐②ボランティアから参加する

☐③双方から参加している

☐④場合による

…………ご協力ありがとうございました…………